

# 資料編



## 資料一覧

資料		担当機関等	頁
<b>1 総則関係</b>			
1-1	岩沼市防災会議条例	危機管理課	1
1-2	岩沼市防災会議規程	危機管理課	3
1-3	岩沼市防災会議会長及び委員	危機管理課	5
<b>2 組織</b>			
2-1	岩沼市災害対策本部条例	危機管理課	6
2-2	岩沼市災害対策本部各班の事務分掌	危機管理課	7
2-3	受援シート様式	危機管理課	14
<b>3 情報の収集伝達・広報</b>			
3-1	市役所無線機配備状況	危機管理課	16
3-2	関係放送施設の設備状況	危機管理課	16
3-3	災害情報連絡系統図（県報告）	危機管理課ほか	17
3-4	災害通信利用系統図	危機管理課ほか	18
3-5	気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と概要等	仙台管区気象台	19
3-6	警報・注意報の細分区域	仙台管区気象台	23
3-7	市町村被害状況報告要領	宮城県	24
<b>4 消防活動</b>			
4-1	消防本部無線機配備状況	あぶくま消防本部	26
4-2	消防団無線機配備状況	あぶくま消防本部	27
4-3	消防車両一覧	あぶくま消防本部	28
4-4	消火薬剤等一覧	あぶくま消防本部	28
4-5	消防資機材一覧	あぶくま消防本部	29
4-6	水防倉庫の資機材一覧	あぶくま消防本部	30
4-7	岩沼市管内水利状況	あぶくま消防本部	31
4-8	危険物施設一覧	あぶくま消防本部	33
<b>5 避難等</b>			
5-1	要配慮者利用施設一覧	危機管理課ほか	34
5-2	指定緊急避難場所一覧	危機管理課	37
5-3	指定避難所一覧	危機管理課	38
5-4	福祉避難所一覧	危機管理課	39
5-5	医療救護所一覧	危機管理課ほか	39
<b>6 応援</b>			
6-1	災害時における応援協力に関する協定等一覧	危機管理課ほか	40
6-2	自衛隊災害派遣要請等様式	自衛隊	44
6-3	自衛隊集結地・駐車基地（予定）	自衛隊	46

資 料		担当機関等	頁
<b>7 輸送</b>			
7-1	臨時ヘリポートの着陸地点の基準	あぶくま消防本部	47
7-2	臨時ヘリポート予定地又はドクターヘリランデブーポイント	あぶくま消防本部	49
<b>8 その他の災害応急対策</b>			
8-1	災害救助法による救助の程度等	危機管理課	50
8-2	被災者生活再建支援制度	社会福祉課	53
8-3	災害弔慰金・災害障害見舞金	社会福祉課	54
8-4	県内の災害拠点病院	健康増進課	55
8-5	防災倉庫の資機材一覧	危機管理課	56
8-6	非常用食料等一覧	危機管理課	57
8-7	宮城県沿岸排出油等防除協議会会則	危機管理課	58
<b>9 危険区域等</b>			
9-1	土砂災害警戒区域等一覧	危機管理課ほか	61
9-2	防災重点農業用ため池一覧	産業振興課	64
<b>10 参考資料</b>			
10-1	自主防災組織の状況	危機管理課	65
10-2	災害教訓の伝承の石碑やモニュメントの位置	危機管理課	66

# 1 総則関係

---

## 資料 1-1 岩沼市防災会議条例

昭和 38 年 4 月 10 日

岩沼市条例第 17 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 16 条第 6 項の規定に基づき、岩沼市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第 2 条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 岩沼市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 岩沼市水防計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (3) 市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
- (4) 前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務

(会長及び委員)

第 3 条 防災会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、市長をもって充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 市を管轄する指定地方行政機関（以下「関係地方行政機関」という。）の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 市を警備区域とする陸上自衛隊の部隊又は機関の長
- (3) 宮城県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 市を管轄する警察署の職員のうちから市長が委嘱する者
- (5) 市において業務を行う指定公共機関（以下「関係指定公共機関」という。）又は指定地方公共機関（以下「関係指定地方公共機関」という。）の職員のうちから市長が委嘱する者
- (6) 市において業務を行う公共的団体に属する者のうちから市長が委嘱する者
- (7) 市の教育委員会の教育長
- (8) 亘理地区行政事務組合の消防長
- (9) 市の消防団長
- (10) 市の職員のうちから市長が任命する者
- (11) 自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 委員の定数は、35 人以内とする。

7 第 5 項第 1 号から第 6 号まで、第 10 号及び第 11 号の委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

8 前項の委員は、再任されることができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、宮城県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員の任期は、委嘱又は任命の日から当該専門の事項に関する調査が終了した日までとする。

(部会)

第5条 防災会議は、その定めるところにより部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員及び専門委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第6条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和38年4月1日から適用する。

附 則 (昭和39年条例第30号)

この条例は、公布の日から施行し、昭和39年10月1日から適用する。

附 則 (昭和54年条例第29号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成12年条例第9号) 抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

(岩沼市水防協議会条例の廃止)

3 岩沼市水防協議会条例(昭和55年条例第39号)は、廃止する。

附 則 (平成25年条例第13号)

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(新たに任命される委員の任期の特例)

2 この条例の施行の際現に任命されている委員の任期が満了するまでの間に新たに任命される岩沼市防災会議の委員の任期は、他の委員の残任期間までとする。

附 則 (平成30年条例第25号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成31年条例第2号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

## 資料 1-2 岩沼市防災会議規程

(趣旨)

第1条 この規程は、岩沼市防災会議条例（昭和38年条例第17号）第6条の規定に基づき、岩沼市防災会議（以下「防災会議」という。）の議事及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(防災会議の招集)

第2条 防災会議の招集は、会長が防災会議開催の5日前までに、開催日時、開催場所及び議事事項を示して、委員に通知することにより行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

2 委員は、病気その他の理由により防災会議に出席できないときは、あらかじめ会長に届け出なければならない。この場合において、当該委員はその代理者を出席させることができる。

3 第1項の規定にかかわらず、会長が必要と認めるときは、書面により開催することができる。

(会議)

第3条 防災会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

2 防災会議の議長は、会長をもって充てる。

3 防災会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 第1項及び第3項の規定は、書面による開催の場合に準用する。

(専決処分)

第4条 会長は、防災会議が処理すべき事務のうち、緊急を要するもの又は特に軽易なものについて、専決処分することができる。

2 会長は、前項の規定により専決処分をしたときは、次の防災会議に報告しなければならない。

(議事録)

第5条 会議に関する次の事項は、議事録に記載しなければならない。

- (1) 開催の日時及び場所
- (2) 出席委員及び欠席委員の氏名
- (3) 説明等のため出席した者の氏名
- (4) 諸報告の概要
- (5) 議事の概要
- (6) その他会議において必要と認める事項

(部会)

第6条 会議に置く部会、名称及び構成については、会長が会議に諮って定める。

2 部会の招集は、部会長が会長の承認を得て、当該部会に属する委員に対し、第2条第1項の規定に準じて行うものとする。

3 部会は、前項の規定により付議された事項の調査又は審議を終了したときは、速やかに報告書に議事録を添え、会長に提出するものとする。

4 部会長は、調査又は審議のため必要があるときは、会長の承認を得て、部会に属さない委員及び専門委員の出席を求めることができる。

(庶務)

第7条 会議の庶務は、総務部危機管理課において処理する。

附 則

この規程は、令和5年12月1日から施行する。

### 資料 1-3 岩沼市防災会議会長及び委員

(令和 6 年 2 月現在)

	区 分		所属機関名	役 職
1	会 長	市長	岩沼市	市長
2	1 号委員	指定地方行政機関の職員	東北農政局 宮城県拠点	総括農政推進官
3			東北地方整備局 仙台河川国道事務所	所長
4			東京航空局 仙台空港事務所	空港長
5			宮城海上保安部	部長
6			仙台管区气象台	地域防災推進課長
7			2 号委員	陸上自衛隊の部隊又は機関の長
8	3 号委員	宮城県知事部局の職員	宮城県 仙台地方振興事務所	所長
9			宮城県 仙台保健福祉事務所	所長
10			宮城県 仙台土木事務所	所長
11			宮城県 亙理農業改良普及センター	所長
12	4 号委員	警察署の職員	岩沼警察署	署長
13	5 号委員	指定公共機関又は指定地方公共機関の職員	東日本旅客鉄道(株) 岩沼駅	駅長
14			東日本電信電話(株) 宮城事業部	宮城支店設備部長
15			東北電力ネットワーク(株) 岩沼電力センター	所長
16			株式会社ミヤコーバス名取営業所	所長
17			東日本高速道路(株) 東北支社仙台東管理事務所	所長
18	6 号委員	公共的団体に属する者	一般社団法人 岩沼市医師会	理事
19			社会福祉法人 岩沼市社会福祉協議会	会長
20			岩沼市民生委員児童委員協議会	障がい福祉部会長
21	7 号委員	市の教育委員会の教育長	岩沼市 教育委員会	教育長
22	8 号委員	亙理地区行政事務組合の消防長	あぶくま消防本部	消防長
23	9 号委員	市の消防団長	岩沼市 消防団	団長
24	10 号委員	市の職員	岩沼市	副市長
25			岩沼市 総務部	部長
26			岩沼市 政策部	部長
27			岩沼市 健康福祉部	部長
28			岩沼市 市民経済部	部長
29			岩沼市 建設部併上下水道部	部長
30			岩沼市 教育委員会	教育次長
31			岩沼市 健康福祉部 健康増進課	課長
32			岩沼市 健康福祉部 東保育所	所長
33			11 号委員	自主防災組織を構成する者 又は学識経験のある者
34	岩沼市婦人防火クラブ連絡協議会	会長		
35	東北大学災害科学国際研究所	プロジェクト講師		
36	岩沼市議会	議員		

## 2 組織

---

### 資料 2-1 岩沼市災害対策本部条例

昭和 38 年 4 月 10 日  
岩沼市条例第 21 号

(目的)

第 1 条 この条例は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 23 条の 2 第 8 項の規定に基づき、岩沼市災害対策本部に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(組織)

第 2 条 災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

2 災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3 災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

(部)

第 3 条 災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に部を置くことができる。

2 部に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3 部に部長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当たる。

4 部長は、部の事務を掌理する。

(現地災害対策本部)

第 4 条 現地災害対策本部に現地災害対策本部長及び現地災害対策本部員その他の職員を置き、災害対策副本部長、災害対策本部員その他の職員のうちから災害対策本部長が指名する者をもって充てる。

2 現地災害対策本部長は、現地災害対策本部の事務を掌理する。

(委任)

第 5 条 前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、昭和 38 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 8 年条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 12 年条例第 3 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

## 資料 2-2 岩沼市災害対策本部各班の事務分掌

### 1 災害対策本部員

本部長	市長		
副本部長	副市長		
本部員	教育長 総務部長 政策部長 健康福祉部長	市民経済部長 建設部長 教育次長 上下水道部長	危機管理課長 その他本部長が必要と認める者

### 2 災害対策本部に設置する部

部	総務部 政策部 健康福祉部 市民経済部 建設部	出納部 上下水道部 教育部 消防部
---	-------------------------------------	----------------------------

### 3 災害対策本部各班の事務分掌

総務部	
部長 総務部長	副部長 危機管理課長
<b>本部班</b> (危機管理課) (総務課) (財政課) (選挙管理委員会事務局) (監査委員事務局) (グリーンピア岩沼) ( (併) 総合戦略課) ( (併) まちづくり政策課)	(危機管理課) <ol style="list-style-type: none"> <li>1 本部会議等への参集指示の指令</li> <li>2 各種災害対策(本部方針)の指令</li> <li>3 避難所等の開設の指令</li> <li>4 避難所等へ物資輸送の指令</li> <li>5 炊き出しの指令</li> <li>6 情報伝達手段の確保</li> <li>7 避難情報の発令、災害・緊急情報等(原因・発災場所等)の収集・集約</li> <li>8 自衛隊・他自治体・協定締結企業等への応援要請</li> <li>9 本部員会議の開催</li> <li>10 災害対策本部の設置、各部の総合調整</li> <li>11 避難情報及び災害・緊急情報の伝達</li> <li>12 避難情報等を要配慮者利用施設等へ伝達</li> <li>13 県への報告(MIDORI)</li> <li>14 自主防災組織との連携</li> <li>15 市長等の連絡・意思決定</li> </ol> (総務課、財政課、グリーンピア岩沼)
班長 危機管理課長 副班長 総務課長、 財政課長、 選挙管理委員会事務局長、 監査委員事務局長	1 庁舎・拠点施設の点検、機能の確保・維持

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 公用車の管理・配車、輸送手段の確保</li> <li>3 避難情報及び災害・緊急情報の伝達</li> <li>4 本部会議の開催準備、会議録作成・整理</li> <li>5 人的被害情報の収集、とりまとめ</li> <li>6 避難所の避難状況等のとりまとめ (総合戦略課、まちづくり政策課)</li> <li>1 報道機関対応 (選挙管理委員会事務局、監査委員事務局)</li> <li>1 来庁者の安全確保及び避難誘導</li> </ul>
<p>情報班 (総務課) (併) 総合戦略課 (併) まちづくり政策課 班長 総務課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 職員の参集状況や動員状況の整理、とりまとめ</li> <li>2 町内会長等からの災害情報の収集</li> <li>3 市民からの災害情報連絡窓口開設</li> <li>4 災害派遣職員の要請、応援職員の受援窓口開設</li> <li>5 本部班への協力</li> <li>6 災害視察への対応</li> </ul>
<p>政策部 部長 政策部長      副部長 まちづくり政策課長</p>	
<p>広報班 (まちづくり政策課) (デジタル化推進室) 班長 まちづくり政策課長 副班長 デジタル化推進室長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(まちづくり政策課)</li> <li>1 災害広報 (LINE、エフエムいわぬま、災害広報紙等)</li> <li>2 建物被害情報の収集</li> <li>3 安否情報窓口の設置</li> <li>4 報道機関へ報道要請 (緊急避難・警戒区域)</li> <li>5 報道機関対応</li> <li>6 マスコミ対応、帰宅困難者・外国人対応</li> <li>7 記者会見の実施</li> <li>8 災害の記録</li> <li>9 本部班への協力</li> <li>10 総合相談窓口の開設・運営 (デジタル化推進室)</li> <li>1 情報システムの点検・補修</li> <li>2 異常がある場合の補修</li> <li>3 ICT 業務継続計画に基づく対応</li> </ul>
<p>健康福祉部 部長 健康福祉部長      副部長 健康増進課長</p>	
<p>医療班 (健康増進課) 班長 健康増進課長</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 医療関係機関の被災状況・稼働状況等の情報収集、とりまとめ</li> <li>2 在宅要医療患者等の安否確認</li> <li>3 医療支部及び災害拠点病院との通信確保</li> <li>4 避難所の医療支援及び情報収集</li> <li>5 指定救護所の点検、応急復旧、設置・運営</li> </ul>

	6 医療救護班編成 7 医薬品等の確保 8 傷病者の救護 9 傷病者情報の収集 10 医療支部に医療救護班の派遣及び医薬品等の供給等の要請 11 医療救護活動実施状況の報告 12 職員の惨事ストレス対策
<b>援 護 班</b> (社会福祉課) (介護福祉課) (子ども福祉課) (東保育所) (相の原保育所) (西保育所) (東児童館) (南児童館) (北児童センター) (西児童センター) (子育て支援センター) (東子育て支援センター) (すぎのこ学園) (南部地区総合福祉プラザ)	(社会福祉課) 1 福祉避難所の点検 2 社会福祉施設等の被災状況等の把握、情報の収集、とりまとめ 3 災害時要配慮者の安全確保、安否確認 4 福祉避難所開設の提案 5 福祉避難所の開設準備及び開設、運営 6 避難者等に日赤備蓄品を配布 7 災害時要配慮者を福祉避難所へ移送する際の支援・協力 8 社会福祉協議会との各種調整 9 ボランティアの派遣窓口として各種対応 10 遺体収容用品の確保 11 遺体の処理、安置 12 遺体安置所の設置・運営 13 日常生活用具の調達と支払 (介護福祉課) 1 社会福祉施設等の被災状況等の把握 2 災害時要配慮者の安全確保、安否確認 3 在宅又は避難所等の生活継続困難者の抽出 4 福祉避難所へ移送する対象者の選定、移送協力 5 介護用品等の調達と支払 6 要配慮者の総合相談窓口を設置 (子ども福祉課、4保育所) 1 児童福祉施設等の被災状況等の把握 2 炊き出し場所の確認 3 水、ガスボンベ、米、かま等の調達 4 食糧配布避難場所等の確認 5 炊き出しボランティアの確保(婦人会、町内会等と連携) 6 炊き出し献立の作成 7 炊き出し実施 (東児童館、南児童館、北児童センター、西児童センター、子育て支援センター、東子育て支援センター、すぎのこ学園、南部地区総合福祉プラザ) 1 来館者・職員の安否確認、避難誘導、応急手当等 2 所管施設の点検、応急復旧
<b>班 長</b> 社会福祉課長 <b>副班長</b> 介護福祉課長、 子ども福祉課長、 社会福祉課長補佐	

	3 社会福祉課、介護福祉課事務の協力
市民経済部	
部 長 市民経済部長 副部長 産業振興課長	
調査班 (市民・税務課) 班 長 市民・税務課長	1 現地調査票(被害状況報告)のとりまとめ 2 建物被害情報の収集、とりまとめ 3 広報活動(広報車) 4 現地調査班の編成 5 現地災害対策本部の開設
農政班 (産業振興課) (農業委員会事務局) 班 長 産業振興課長 副班長 農業委員会事務局長	1 農作物等の被害情報の収集、とりまとめ 2 食糧、炊き出し用かま等の調達・要請
物資調達班 (産業振興課) 班 長 産業振興課長	1 緊急物資の調達 2 商工観光業者の被害情報の収集、とりまとめ 3 就業者・観光客等の地理不案内者の避難誘導 4 物資調達先の確保 5 避難所等へ物資を輸送 6 企業への応援要請 7 避難所班への協力
環境班 (環境課) ( (併) まちづくり政策課) 班 長 環境課長	(環境課) 1 衛生関係施設、し尿・ごみ処理施設等の被害情報の収集、とりまとめ 2 仮設トイレの確保・要請 3 災害廃棄物発生状況の調査 4 し尿処理、汲み取りの要請 5 遺体安置所の設置・運営協力 6 遺体の火葬、埋葬 (まちづくり政策課) 1 市民バスの運行 2 交通運行状況調査
避難所班① (市民・税務課) (議会事務局) (産業振興課) (農村環境改善センター) (ハナトピア岩沼) (勤労者活動センター) 班 長 市民・税務課長	(市民・税務課、議会事務局、産業振興課) 1 避難者の安否確認、避難者名簿の作成、毎日の記録 2 避難所の開設・運営・閉鎖 3 避難所の安全確保・状況把握・点検・応急復旧 4 食料・飲料水の確保 5 避難状況及び避難者の傷病状況等のとりまとめ 6 相談窓口・行方不明者受付所の開設 7 帰宅困難者対策

副班長 議会事務局長 産業振興課長	(教育施設を除く各施設管理者) 1 来館者・職員の安否確認、避難誘導、応急手当等 2 所管施設の点検、応急復旧 3 避難所開設の応援要請
建設部 部長 建設部長 副部長 土木課長	
土木班 (土木課) 班長 土木課長	1 農業土木施設・農道・水路・ため池・排水機場等の被害情報の収集、とりまとめ 2 道路、橋、河川、崖地の被害情報の収集、とりまとめ 3 道路、橋、水路の啓開、応急措置 4 緊急輸送道路の確保 5 交通規制 6 障害物の除去 7 重機の手配 8 警察署、道路管理者との連携
住宅輸送班 (都市計画課) ( (併) 財政課) 班長 都市計画課長	1 救急・救助活動 2 住宅、公営住宅の被害情報の収集、とりまとめ 3 物資・資材等の輸送用車両 (緊急通行車両) 調達 4 電源・燃料等物資の確保 5 被災建築物の応急危険度判定の準備・実施 6 応急仮設住宅建設の準備 7 被災宅地危険度判定士への協力依頼 8 支援物資の輸送活動 9 市営住宅の確保
出納部 部長 会計課長 副部長 会計課長補佐	
会計班 (会計課)	1 関係データの確認・保全 2 被害状況の確認 3 本部班への協力 4 緊急支払い等の準備 5 義援金の受入れ
上下水道部 部長 上下水道部長 副部長 上下水道経営課長	
給水班 (上下水道経営課) 班長 上下水道経営課長	1 被害状況の把握 2 関係データの確認・保全 3 重要施設(避難所等)への応急給水 4 応急給水の計画準備 5 給水車等の準備・要請・確保 6 被災地域への応急給水
復旧班	1 水道・浄水施設の緊急操作

(上下水道施設課) (玉崎浄水場) (二の倉排水管理所) 班 長 上下水道施設 課長	2 関係データの確認・保全 3 水道・浄水施設の被害情報の収集、とりまとめ 4 関係業者への出動要請 5 復旧計画の協議
上下水道班 (上下水道施設課) 班 長 上下水道施設 課長	1 上下水道施設の緊急操作・応急措置 2 関係データの確認・保全 3 上下水道施設の被害情報の収集、とりまとめ 4 関係業者への出動要請 5 復旧計画の協議
<b>教 育 部</b> 部 長 教育次長      副部長 学校教育課長	
管 理 班 (学校教育課) 班 長 学校教育課長	1 学校施設（学校教育課）、社会教育施設（生涯学習課）の被害情報の収集、とりまとめ 2 避難所班に協力 3 救護所の設置支援
学 務 班 (学校教育課) (岩沼小学校) (玉浦小学校) (岩沼西小学校) (岩沼南小学校) (岩沼中学校) (玉浦中学校) (岩沼北中学校) (岩沼西中学校) 班 長 学校教育課長	1 児童・生徒の安全確保 2 避難所班に協力 3 救護所の設置支援
物 資 班 (学校教育課) (生涯学習課) ( (併) 都市計画課) 班 長 学校教育課長	1 救援物資集配地点の開設・運営 2 救援物資の受入れ、整理、配分 3 ボランティア等への応援要請
避難所班② (生涯学習課) (市民会館・中央公民館) (玉浦コミュニティセンター) (岩沼西コミュニティセンター) (総合体育館) (市民図書館)	1 避難者 の安否確認、避難者名簿の作成、毎日の記録 2 来館者・職員の安否確認、避難誘導、応急手当等 3 避難所開設の応援要請 4 避難施設の安全確保・状況把握・点検・応急復旧 5 避難所の開設・運営・閉鎖 6 食料・飲料水の確保 7 避難状況及び避難者の傷病状況等のとりまとめ

班 長 生涯学習課長	8 相談窓口・行方不明者受付所の開設 9 帰宅困難者対策
<b>消 防 部</b>	
消 防 班 (あぶくま消防本部) (消防団)	1 消火活動・避難誘導 2 災害・緊急情報、避難指示等の避難情報の周知 3 救助・救出・捜索活動 4 後方医療施設への搬送 5 遺体及び行方不明者の捜索 6 警戒・水防活動 7 津波・二次災害等の警戒 8 所管施設の点検、応急復旧 9 火災被害情報等の収集、とりまとめ 10 報道機関対応 11 緊急消防援助隊要請・受入調整

備考 副班長の記載がない班の班長は、副班長を指名し、危機管理課まで報告するものとする。副班長に変更が生じたときも、同様とする。

資料 2-3 受援シート様式

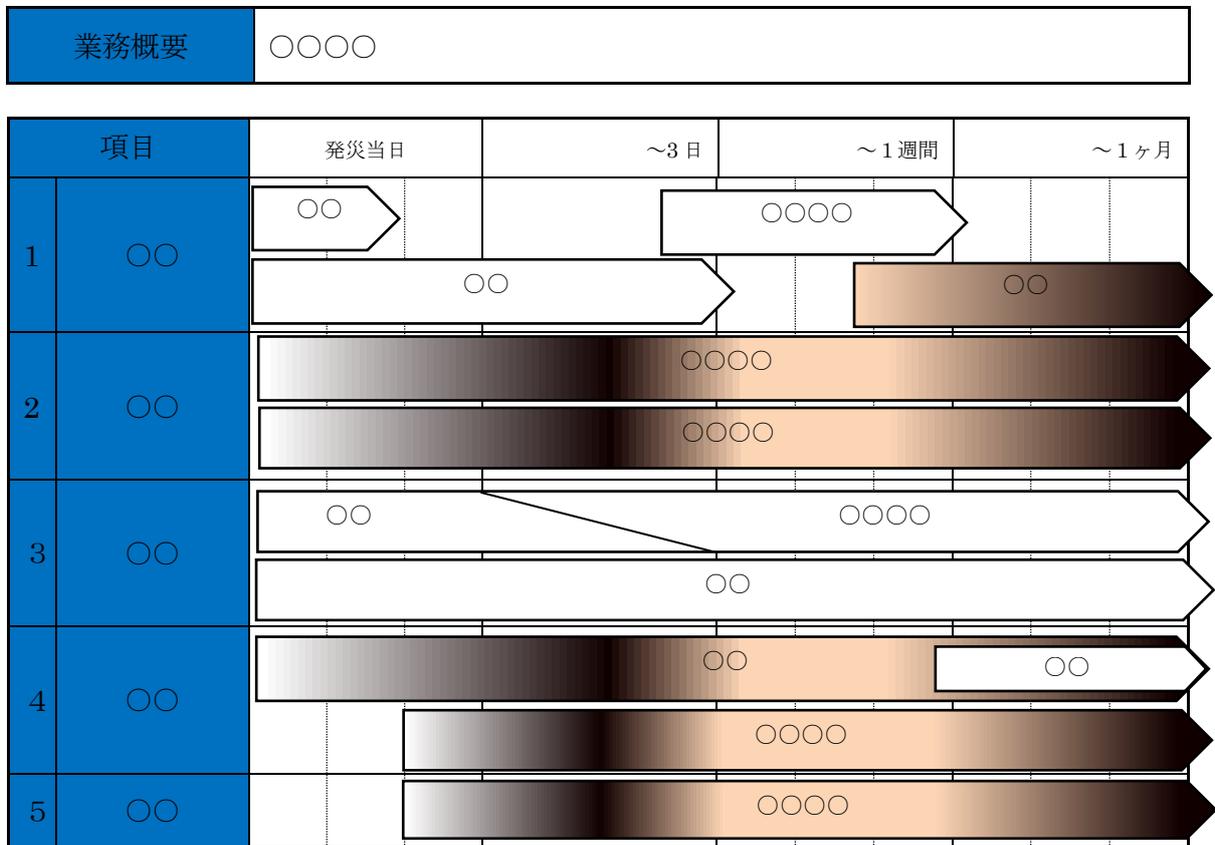
〇〇〇〇業務 受援シート

■業務主担当部署

想定業務ごとに作成

区分	部署・役職	連絡先	備考 (FAX 等)
業務責任者	〇〇課 課長		
受援担当者	〇〇課 課長補佐 (〇〇担当)		
	〇〇〇〇		

■業務の概要と流れ



■応援要請を検討する主な業務内容 (上記 箇所)

〇〇〇〇 業務支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇〇〇</li> <li>・ 〇〇〇〇</li> <li>...</li> </ul>
〇〇〇〇 実務支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 〇〇〇〇</li> <li>・ 〇〇〇〇</li> <li>...</li> </ul>

■関係機関・団体等の連絡先

区分	所属	担当	連絡先	備考 (FAX 等)
宮城県				
国				
協定締結 地方公共団体	・同一都道府県内 ・友好都市 など			
協定締結 事業者等	・警備会社 ・環境整備事業協同組合 (し尿処理) ・医療・福祉事業者 など			
NPO・ボランテ ィア団体				
その他関係機関	・社会福祉協議会 ・警察 など			

■応援要員等の執務スペース

活動拠点 (屋内)	〇〇、〇〇
現場 (屋外)	—

■応援職員等の要請人数の考え方

以下に示す〇〇に必要な職員数から発災時に当市で動員できる職員数を引いて、要請人数を見積もる。

(例1) 避難所運営に必要な職員数  

$$= \text{開設避難所数} \times 1 \text{ 避難所を運営管理する行政職員数}$$

(例2)

①廃棄物担当部署のリーダー1人 ②廃棄物担当部署のサブリーダー1人 ③廃棄物担当部署職員2～4人	} + α	④技術系職員 (土木部局等) ⑤事務系職員 (総務・財政部局) ⑥その他 (専門業者、専門家、 コンサルタント等)
--	-------	--

■必要な資機材等

(例) 車両、通信機材、地図、机、椅子、PC、プリンター、筆記用具、携帯電話 等
--

■指針・手引き等

(例) ・〇〇ガイドライン【内閣府】 ・岩沼市地域防災計画 ・岩沼市業務継続計画 (BCP) ・岩沼市〇〇マニュアル 等
---

### 3 情報の収集伝達・広報

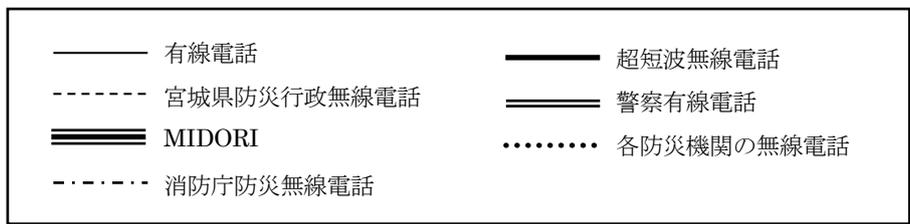
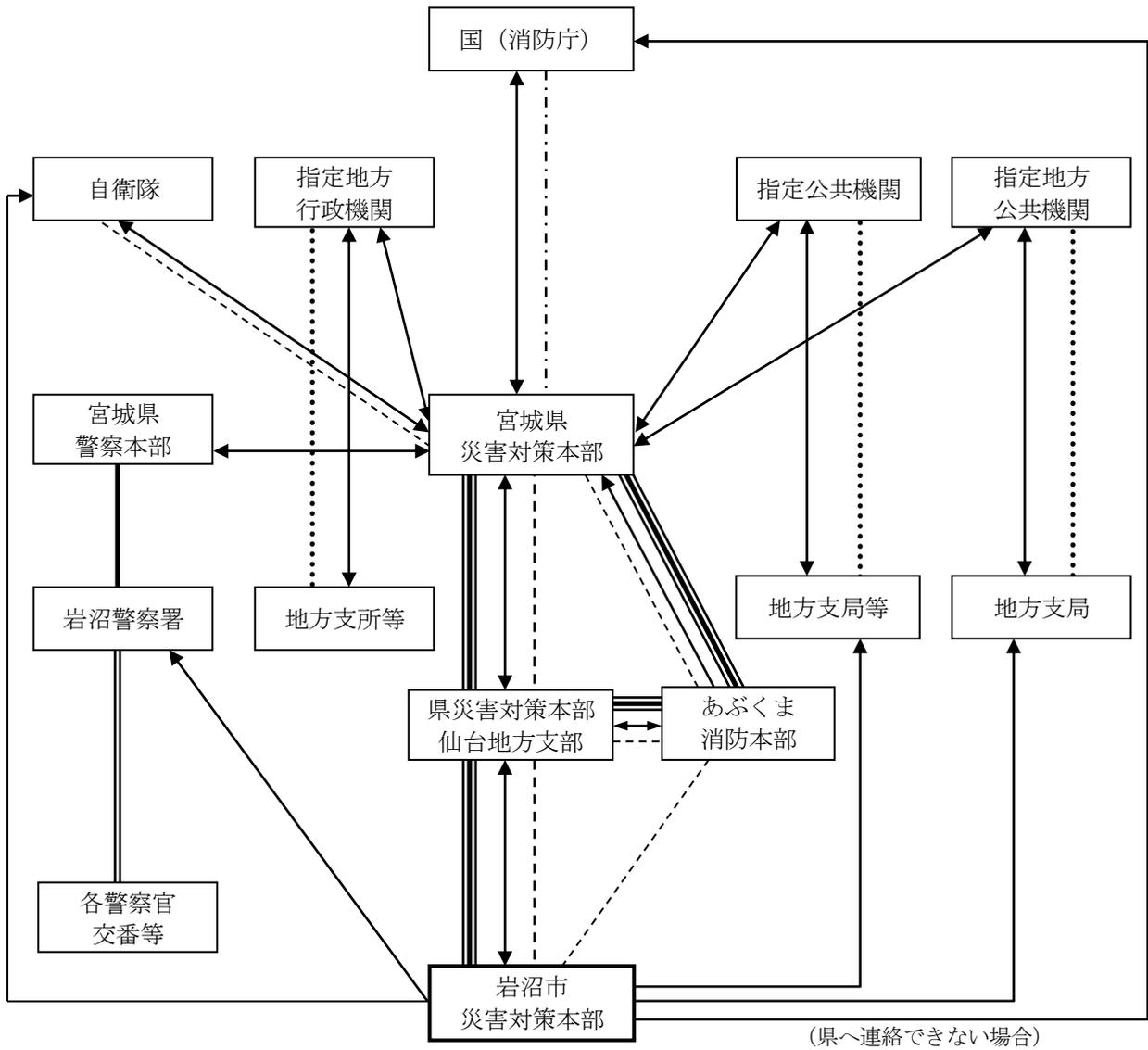
#### 資料 3-1 市役所無線機配備状況

基地局	基地局	5W	1局
	市町村波	260 MHz	
中継局	中継局	5W	1局
陸上移動局	半固定型	5W	22局
	車載型	5W	11局
	携帯型	2W	25局
	屋外拡声子局	5W	40局
	5W小計		73局
	2W小計		25局
	合計		98局

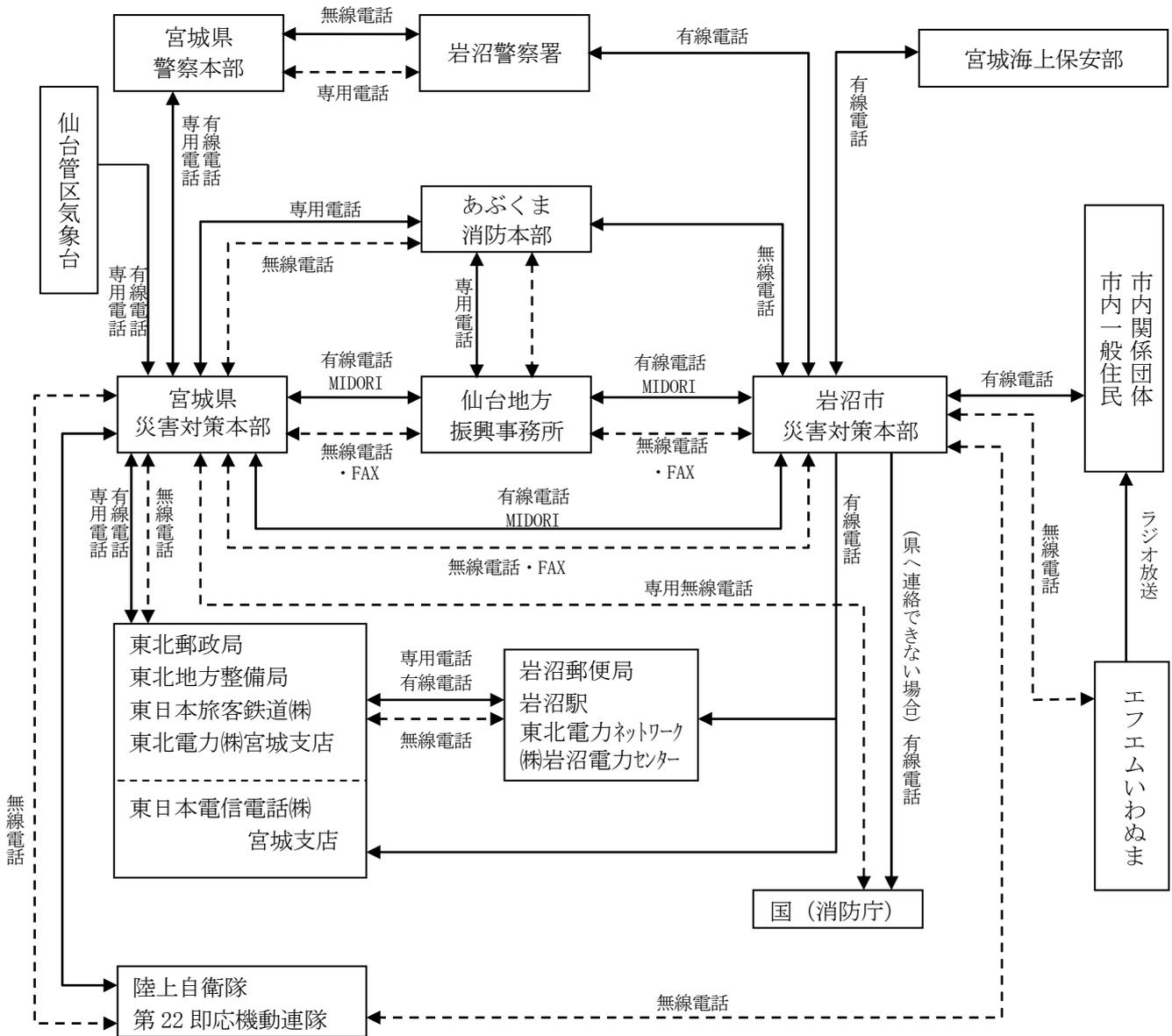
#### 資料 3-2 関係放送施設の設備状況

関係放送施設	概要
(株)エフエムいわぬま	送信所 岩沼市桜一丁目 6-20 (市役所庁舎屋上) 第一演奏所 岩沼市三色吉字雷神 7-1 第二演奏所 岩沼市桜一丁目 6-20 (市役所内) 第三演奏所 岩沼市館下一丁目 (JR 岩沼駅サテライトスタジオ) 送信周波数 77.9 MHz 送信出力 20W

資料 3-3 災害情報連絡系統図（県報告）



資料 3-4 災害通信利用系統図



### 資料 3-5 気象等に係る特別警報、警報、注意報及び気象情報の種類と概要等

種 類		概 要
特別 警報	大雨特別警報	大雨が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。大雨特別警報には、大雨特別警報(土砂災害)、大雨特別警報(浸水害)、大雨特別警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。災害が発生又は切迫している状況で、命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があることを示す警戒レベル5に相当する。
	大雪特別警報	大雪が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風特別警報	暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	暴風雪特別警報	雪を伴う暴風が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	波浪特別警報	高い波が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。
	高潮特別警報	台風や低気圧等による海面の上昇が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。
警報	大雨警報	大雨により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。大雨警報には、大雨警報(土砂災害)、大雨警報(浸水害)、大雨警報(土砂災害、浸水害)のように、特に警戒すべき事項が明記される。大雨警報(土砂災害)は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。
	洪水警報	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、河川が増水し、重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。河川の増水や氾濫、堤防の損傷や決壊による重大な災害が対象としてあげられる。高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。
	大雪警報	大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風警報	暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	暴風雪警報	雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「暴風による重大な災害」に加えて「雪を伴うことによる視程障害等による重大な災害」のおそれについても警戒を呼びかけられる。
	波浪警報	高い波により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	高潮警報	台風や低気圧等による海面の異常な上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル4に相当する。

種 類	概 要
注 意 報	大雨により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	上流域での降雨や融雪等による河川の増水により、災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2である。
	大雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。「強風による災害」に加えて、「雪を伴うことによる視程障害等による災害」のおそれについても注意を呼びかけられる。
	高い波により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	台風や低気圧等による海面の異常な上昇が予想されたときに注意を喚起するために発表される。高潮警報に切り替える可能性に言及されていない場合は、ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル 2 である。高潮警報に切り替える可能性が高い旨に言及されている場合は、高齢者等が危険な場所から避難する必要があるとされる警戒レベル3に相当する。
	濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	落雷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。また、発達した雷雲の下で発生することの多い竜巻等の突風や「ひょう」による災害への注意喚起が付加されることもある。急な強い雨への注意も雷注意報で呼びかけられる。
	空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、火災の危険が大きい気象条件が予想されたときに発表される。
	「なだれ」により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。
	著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、通信線や送電線、船体などへの被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	融雪により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、浸水害、土砂災害等が発生するおそれがあるときに発表される。
	霜により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、早霜や晩霜により農作物への被害が発生するおそれがあるときに発表される。
	低温により災害が発生するおそれがあると予想されたときに発表される。具体的には、低温による農作物等への著しい被害や、冬季の水道管凍結や破裂による著しい被害が発生するおそれがあるときに発表される。

種 類	概 要
<p>土砂キキクル (大雨警報(土砂災害)の危険度分布)</p>	<p>大雨による土砂災害発生危険度の高まりの予測を地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。2時間先までの雨量分布及び土壌雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(土砂災害)や土砂災害警戒情報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色が持つ意味)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「災害切迫」(黒)：命の危険があり直ちに身の安全を確保する必要があるとされる警戒レベル5に相当。</li> <li>・「危険」(紫)：危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当。</li> <li>・「警戒」(赤)：高齢者等が危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル3に相当。</li> <li>・「注意」(黄)：ハザードマップによる災害リスクの再確認等、避難に備え、自らの避難行動の確認が必要とされる警戒レベル2に相当。</li> </ul>
<p>浸水キキクル (大雨警報(浸水害)の危険度分布)</p>	<p>短時間強雨による浸水害発生危険度の高まりの予測を、地図上で1km四方の領域ごとに5段階に色分けして示す情報。1時間先までの表面雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、大雨警報(浸水害)等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色が持つ意味)</p> <p>同上</p>
<p>洪水キキクル (洪水警報の危険度分布)</p>	<p>指定河川洪水予報の発表対象ではない中小河川(水位周知河川及びその他河川)の洪水発生危険度の高まりの予測を、地図上で河川流路を概ね1kmごとに5段階に色分けして示す情報。3時間先までの流域雨量指数の予測を用いて常時10分ごとに更新しており、洪水警報等が発表されたときに、危険度が高まっている場所を面的に確認することができる。</p> <p>(色が持つ意味)</p> <p>同上</p>
<p>流域雨量指数 の予測値</p>	<p>各河川の上流域での降雨による、下流の対象地点の洪水危険度(大河川においては、その支川や下水道の氾濫などの「湛水型内水氾濫」の危険度)の高まりの予測を、洪水警報等の基準への到達状況に応じて危険度を色分けした時系列で示す情報。流域内における雨量分布の実況と6時間先までの予測(解析雨量及び降水短時間予報等)を用いて常時10分ごとに更新している。</p>
<p>早期注意情報 (警報級の可能性)</p>	<p>5日先までの警報級の現象の可能性が[高]、[中]の2段階で発表される。当日から翌日にかけては時間帯を区切って、天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮城県東部、宮城県西部)で、2日先から5日先にかけては日単位で、週間天気予報の対象地域と同じ発表単位(宮城県)で発表される。大雨、高潮に関して、高又は中が予想されている場合は、災害への心構えを高める必要があることを示す警戒レベル1である。</p>
<p>宮城県気象情報</p>	<p>気象の予報等について、特別警報・警報・注意報に先立って注意・警戒を呼びかける場合や、特別警報・警報・注意報が発表された後の経過や予想、防災上の留意点を解説する場合等に発表される。</p>
<p>土砂災害警戒情報</p>	<p>大雨警報(土砂災害)の発表後、命に危険を及ぼす土砂災害がいつ発生してもおかしくない状況となったときに、市町村長の避難指示の発令判断や住民の自主避</p>

種 類	概 要
	<p>難の判断を支援するため、対象となる市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）を特定して警戒が呼びかけられる情報で、宮城県と仙台管区气象台から共同で発表される。市町村内で危険度が高まっている詳細な領域は、土砂キキクル（土砂警報（土砂災害）の危険度分布）で確認することができる。危険な場所からの避難が必要とされる警戒レベル4に相当する。</p>
<p>竜巻注意情報</p>	<p>積乱雲の下で発生する竜巻、ダウンバースト等による激しい突風に対して注意を呼びかけられる情報で、竜巻等の激しい突風の発生しやすい気象状況になっているときに、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で気象庁から発表される。なお、実際に危険度が高まっている場所は、竜巻発生確度ナウキャストで確認することができる。また、竜巻の目撃情報が得られた場合には、目撃情報があつた地域を示し、その周辺で更なる竜巻等の激しい突風が発生するおそれが非常に高まっている旨を付加した情報が、天気予報の対象地域と同じ発表単位（宮城県東部、宮城県西部）で発表される。この情報の有効期間は、発表からおおむね1時間である。</p>
<p>記録的短時間大雨情報</p>	<p>大雨警報発表中に数年に一度程度しか発生しないような猛烈な雨（1時間降水量）が観測（地上の雨量計による観測）又は解析（気象レーダーと地上の雨量計を組み合わせた分析）され、かつ、キキクル（危険度分布）の「危険」（紫）が出現している場合に、気象庁から発表される。この情報が発表されたときは、土砂災害及び低い土地の浸水や中小河川の増水・氾濫による災害発生につながるような猛烈な雨が降っている状況であり、実際に災害発生の危険度が高まっている場所をキキクルで確認する必要がある。なお、宮城県の雨量による発表基準は、1時間100ミリ以上の降水が観測又は解析された時である。</p>

(注1) 大雨や強風等の気象現象により、災害が発生するおそれがあるときには「注意報」が、重大な災害が発生するおそれがあるときには「警報」が、予想される現象が特に異常であるため重大な災害が発生するおそれが著しく大きいときには「特別警報」が、市町村（仙台市、栗原市、大崎市、大和町は東西に分割した地域）ごとに現象の危険度と雨量、風速、潮位等の予想値が時間帯ごとに示されて発表される。また、土砂災害や低い土地の浸水、中小河川の増水・氾濫、竜巻等による激しい突風、落雷等により実際に危険度が高まっている場所は、「キキクル」や「雷ナウキャスト」、「竜巻発生確度ナウキャスト」等で発表される。なお、大雨や洪水等の警報等が発表された場合のテレビやラジオによる放送等では、市町村等をまとめた地域の名称が用いられる場合がある。

(注2) 地震や火山の噴火等、不測の事態により気象災害にかかわる諸条件が変化し、通常の基準を適用することが適切でない状態となることがある。このような場合は、非常措置として基準のみにとられない警報・注意報の運用を行うことがある。また、このような状態がある程度長期間継続すると考えられる場合には、特定の警報・注意報について、対象地域を必要最小限の範囲に限定して「暫定基準」を設定し、通常より低い基準で運用することがある。

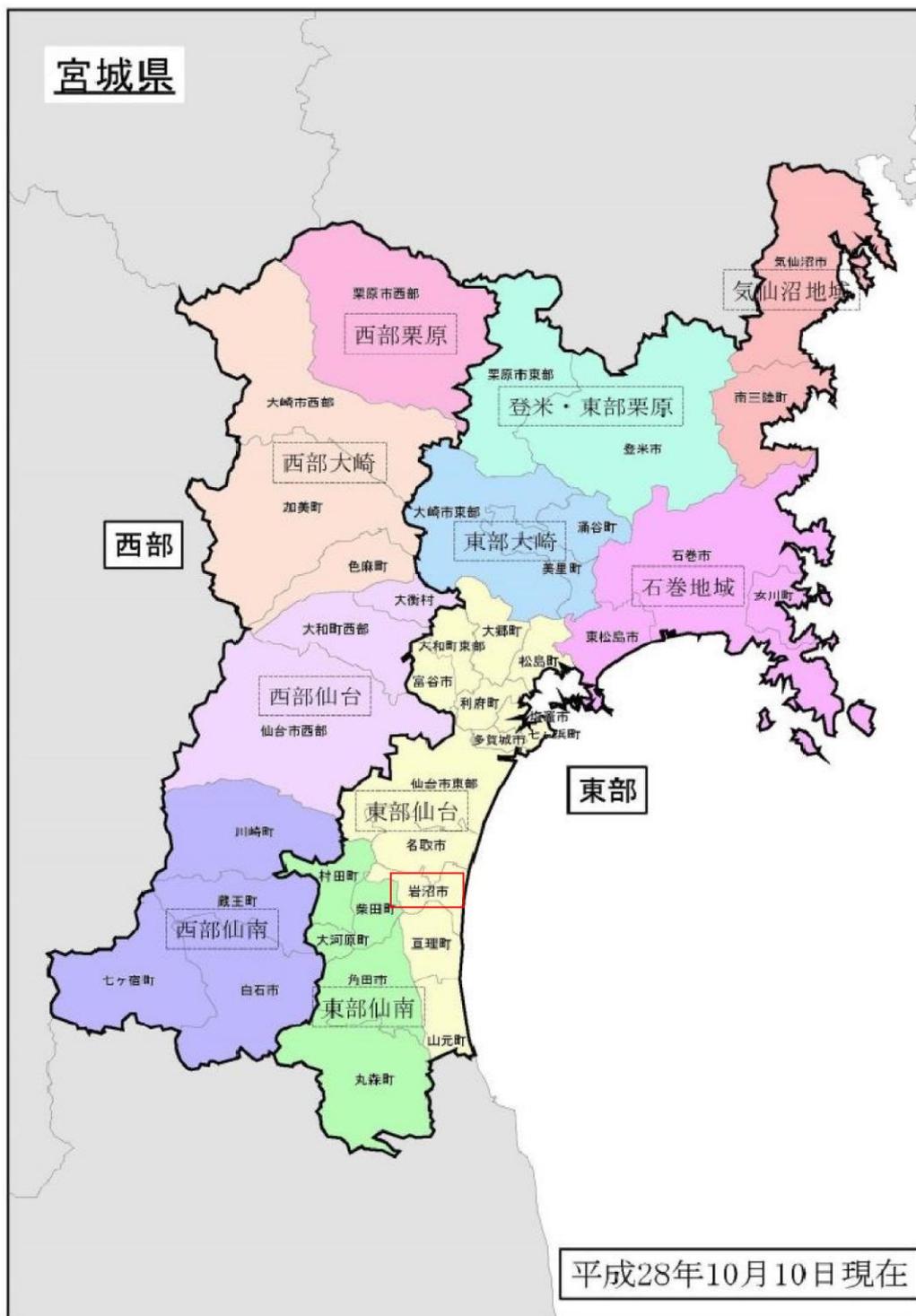
(注3) 土砂崩れ注意報及び浸水注意報はその注意報事項を気象注意報に、土砂崩れ警報はその警報事項を気象警報に、土砂崩れ特別警報はその警報事項を気象特別警報に、浸水警報はその警報事項を気象警報又は気象特別警報に、それぞれ含めて行われる。土砂崩れ特別警報は、「大雨特別警報（土砂災害）」として発表される。浸水警報の警報事項を含めて行われる気象特別警報は、「大雨特別警報（浸水害）」として発表される。

(注4) 特別警報の発表にあたっては、過去の災害事例に照らして、指数（土壌雨量指数、表面雨量指数、流域雨量指数）、積雪量、台風の中心気圧、最大風速等に関する客観的な指標を設け、これらの実況及び予想に基づいて発表が判断される。

資料 3-6 警報・注意報の細分区域

岩沼市の区域：東部仙台（宮城県一東部）

【警報・注意報の細分区域（図）】



## 資料 3-7 市町村被害状況報告要領

### 1 趣 旨

この要領は、災害対策基本法(昭和 36 年法律第 223 号)第 53 条第 2 項の規定に基づく被害状況等の報告と消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号)第 40 条の規定に基づく消防庁長官に対する消防統計等の報告が迅速かつ的確な報告が行われるようその形式及び方法を定めるものとする。

### 2 報告方法

- (1) 消防庁が定める「火災・災害等即報要領」、「災害報告取扱要領」及び「災害報告取扱要領における人的被害の把握に係る運用」に基づき行うものとする。
- (2) 原則として、宮城県総合防災情報システム(以下、「MIDORI」という。)により県に報告するものとする。ただし、MIDORI に障害等が発生し、システムが機能しなくなった場合は、「火災・災害等即報要領」第 4 号様式(その 2) 及び県が定める別紙様式 1 に必要事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

### 3 留意点

- (1) 住家被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない時点においては、「半壊」として報告するものとし、判明後において訂正するものとする。なお、浸水により住家に被害が発生し、被害の内訳(全壊・半壊)が判明しない場合は、「床上浸水」又は「床下浸水」として報告し、判明後に訂正するものとする。

### 4 その他

- (1) 市町村行政機能の確保状況の把握について

市町村は、平成 29 年 4 月 11 日付け総行市第 26 号、消防災第 51 号に基づき、震度 6 弱以上を観測した場合に「市町村行政機能チェックリスト」に必用事項を記入し、原則メールで県に報告するものとする。

附 則

この要領は、平成元年 9 月 25 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 2 月 1 日から施行する。

## 4 消防活動

### 資料 4-1 消防本部無線機配備状況

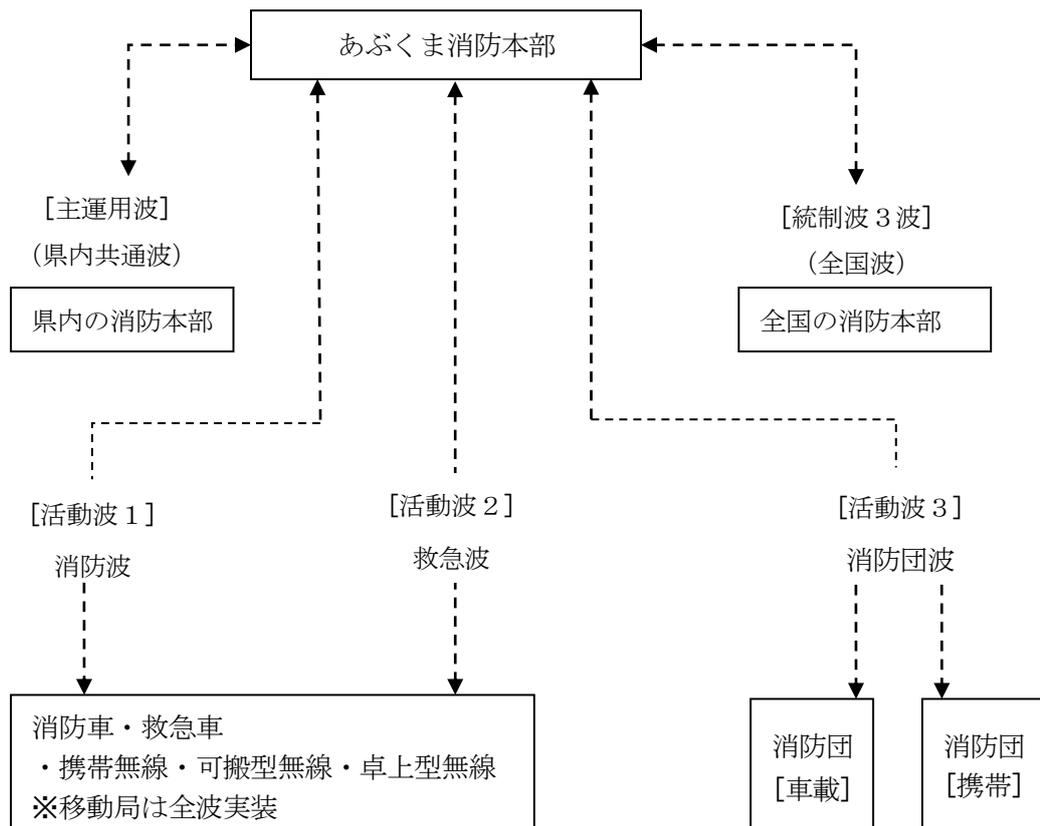
(令和 6 年 2 月現在)

基地局 (あぶくましょうぼう)	主運用波 2	(県内共通波)
	活動波 1	(消防波)
	活動波 2	(救急波)
	活動波 3	(消防団波)
	統制波 1	(全国共通波)
	統制波 2	(全国共通波)
	統制波 3	(全国共通波)
基地局 (さかもとしょうぼう)	主運用波 2	(県内共通波)
	活動波 1	(消防波)
	活動波 2	(救急波)
	統制波 1	(全国共通波)
	統制波 2	(全国共通波)
	統制波 3	(全国共通波)
陸上移動局	車 載	5W 26 局
	携 帯	1W 20 局
		5W 25 局
	可 搬 型	5W 2 局
		10W 4 局
	卓 上 型	5W 2 局
固定局	10W	1 局

## 資料 4-2 消防団無線機配備状況

(令和 6 年 2 月現在)

陸上移動局	携 帯	団本部 1W	9局
		岩沼分団 1W	16局
		千貫分団 1W	8局
		玉浦分団 1W	12局
		携帯小計	45局
	車 載	岩沼分団 5W	4局
		千貫分団 5W	8局
		玉浦分団 5W	12局
		車載小計	24局
	総計		69局



### 資料 4-3 消防車両一覧

(令和 6 年 2 月現在)

No	車両種別	合計	あぶくま消防本部			消防団		
			岩 沼 消防署	亘 理 消防署	山元 分署	岩沼 分団	千貫 分団	玉浦 分団
1	指揮車	4	2	1	1			
2	消防ポンプ自動車	4	2	1	1			
3	水槽付消防ポンプ自動車	3	1	1	1			
4	高規格救急自動車(うち予備車)	6(1)	3(1)	2	1			
5	救助工作車	1	1					
6	資機材搬送車	2	1	1				
7	小型動力ポンプ付き水槽車	1		1				
8	化学消防自動車	1	1					
9	広報車	1	1					
10	多機能自動車 (うち消防庁貸与)	3(2)				1(1)	1(1)	1
11	可搬ポンプ付積載車	17				3	7	7

### 資料 4-4 消火薬剤等一覧

(令和 6 年 2 月現在)

消火薬剤種別	あぶくま消防本部保有数			
	合計	岩沼消防署	亘理消防署	山元分署
ミラクルフォーム (20ℓ入)	7 缶	6 缶	0 缶	1 缶
マルチエース (20ℓ入り)	25 缶	19 缶	6 缶	0 缶
メガフォーム F-633T (20ℓ入り)	24 缶	13 缶	8 缶	3 缶
フロロフォーム (20ℓ入り)	26 缶	13 缶	5 缶	8 缶

## 資料 4-5 消防資機材一覧

(令和 6 年 2 月現在)

品名	消防署倉庫
タンカ	21
毛布	20
ゴムボート	1
船外機	1
発電機	2
エアータント	1
折畳便器	4
暖房機	1
シュラフ	5
コードリール	1
簡易風呂セット	1
エアーマット	1
ガソリン携行缶	5
給湯器	1
ライフジャケット	10
タープ	5
救急箱	2
蛍光灯	4

品名	消防団各部ポンプ小屋
土嚢袋	200 枚×20 部
ナタ	1 丁×20 部
大ハンマー	1 丁×20 部
かなてこバール	2 丁×20 部
クリッパー	2 丁×20 部
スコップ(剣)	5 丁×20 部
スコップ(角)	5 丁×20 部
スコップ(積載)	1 丁×20 部
ロープ(30M)	1 本×20 部
ビニールシート	3 枚×20 部
ノコギリ	1 丁×20 部

資料 4-6 水防倉庫の資機材一覧

(令和 6 年 2 月現在)

資機材名	水防倉庫名					
	早股	寺島	玉崎	藤浪	小川	
土嚢袋 (枚)	3,600	4,000	3,600	2,600	3,400	
ブルーシート (枚)	90	70	90	10	17	
丸杭 6 尺 (本)	380	355	343	300	65	
割杭 (本)	40	18	10	20	104	
鉄杭 (本)	49	53	0	570	50	
縄 (束)	15	22	16	20	40	
鉄線 (本)	3	4	4	3	8	
ロープ 15m (束)	0	19	0	12	0	
スコップ (丁)	30	60	60	107	48	
ハンマー (丁)	4	4	4	8	1	
掛矢 (丁)	9	15	15	25	4	
木づち (丁)	4	0	0	0	0	
ツルハシ (丁)	2	5	2	0	1	
唐鍬 (丁)	3	3	2	3	2	
たこ (体)	2	1	1	0	0	
ノコギリ (丁)	5	5	5	5	3	
斧 (丁)	6	6	7	0	1	
ナタ (丁)	5	5	5	2	3	
ペンチ (丁)	5	5	5	5	2	
クリッパー (丁)	3	3	3	大 5 小 3	3	
シノ (丁)	3	5	5	50	8	
鎌(草刈含) (丁)	5	6	5	5	2	
一輪車 (台)	5	5	6	10	5	
空気入れ (個)	1	1	1	0	1	
トラロープ 200m (束)	3	1	2	0	2	
塩ビ パイプ (本)	口径 40mm	0	0	0	57	0
	口径 75mm	0	0	0	1	0
	口径 90mm	6	0	0	0	0
	口径 100mm	0	0	0	3	0
救命胴衣 (着)	4	4	4	4	4	
縄より器 (個)	0	0	2	12	0	
竹割器 (個)	0	0	2	2	0	

## 資料 4-7 岩沼市管内水利状況

【岩沼市管内水利状況（令和 6 年 2 月 29 日現在）】

### 1 防火水槽

#### (1) 中央地区

No.	設置場所	水量(m <sup>3</sup> )	備考
1	岩沼北中学校 西	40.0	耐震
2	岩沼第 3 部ポンプ置場 北	43.0	非耐震
3	市営亀塚住宅 第 3 住宅 C-1	100.0	
4	桜 3 丁目いこいの広場 西	59.0	耐震
5	旧勤労青少年ホーム跡地 南	44.0	耐震
6	岩沼市役所 内	40.0	耐震・タワー型
7	岩沼小学校 南東	61.0	耐震
8	ロイヤルアルファード北	42.0	
9	岩沼市民図書館敷地内 南東	40.0	耐震
10	二木西集会所 南西	42.0	耐震
11	馬事博物館 北	43.0	
12	南児童遊園 南東	44.0	耐震
13	サニータウン桑原 南	44.0	耐震
14	吹上集会所 南東	40.0	耐震
15	消防署敷地内 南東	40.0	耐震・タワー型

#### (2) 西部地区

No.	設置場所	水量(m <sup>3</sup> )	備考
1	平等住宅 No. 1	42.0	
2	平等住宅 No. 2	42.0	
3	平等住宅 No. 3	42.0	
4	平等住宅 No. 4	42.0	
5	平等住宅 No. 5	42.0	
6	市営亀塚住宅第 2 住宅 3 号棟南	100.0	
7	西公民館 南東	40.0	耐震
8	原公会堂 北	40.0	耐震
9	岩沼西コミュニティセンター	40.0	耐震・タワー型

#### (3) 東部地区

No.	設置場所	水量(m <sup>3</sup> )	備考
1	矢野目集会所	40.0	耐震
2	里の杜 No. 1	40.0	耐震
3	里の杜 No. 2	40.0	耐震
4	里の杜 No. 3	40.0	耐震
5	食彩館 内	40.0	耐震・タワー型

## 2 貯水池（西部地区）

No.	設置場所	水量(m <sup>3</sup> )
1	遠藤敏也宅南東	81.00
2	大窪バス停東	105.00
3	齋尚史宅南東	76.00
4	洞林寺 東	70.00

## 3 消火栓

種類		数量(基)
水道 消火栓	地下式	963
	地上式	21
	合 計	984
掘抜消火栓		87

## 4 既設公設消火栓設置箇所数

区及び配管	岩沼(基)	玉浦(基)	千貫(基)	合計(基)
75 ミリ	11	9	12	32
100 ミリ	209	211	208	628
125 ミリ	1	0	0	1
150 ミリ	61	70	101	232
200 ミリ	28	32	1	61
250 ミリ	15	0	8	23
300 ミリ	0	0	6	6
350 ミリ	1	0	0	1
合 計	326	322	336	984
地上消火栓	7	8	6	21
地下消火栓	319	314	330	963
合 計	326	322	336	984
単 口	314	320	328	962
双 口	12	2	8	22

## 5 プール

No.	設置場所	水量(t)	No.	設置場所	水量(t)
1	岩沼小学校	380	7	岩沼北中学校	506
2	岩沼南小学校	380	8	玉浦中学校	506
3	岩沼西小学校	380	9	宮城県名取高等学校	480
4	玉浦小学校	356	10	宮城県立支援学校岩沼高等学園	80
5	岩沼中学校	506	11	グリーンピア岩沼	412
6	岩沼西中学校	510			

## 6 取水可能自然水利

河川
阿武隈川
貞山運河
五間堀川

溜池等
朝日山公園荒井堤
金蛇水神社裏七つ堤
グリーンピア岩沼堤

## 資料 4-8 危険物施設一覧

### 1 危険物施設数

(令和6年2月29日現在)

区 分	施設数	備 考
危険物施設	217	
液化石油ガス施設	407	300 kg以上
火 薬 施 設	1	
毒物劇物施設	15	
計	640	

### 2 危険物製造所等現況

(令和6年2月29日現在)

危険物施設名		施設数
製造所		1
貯蔵所	屋内貯蔵所	33
	屋外貯蔵所	7
	屋内タンク貯蔵所	0
	屋外タンク貯蔵所	38
	地下タンク貯蔵所	42
	簡易タンク貯蔵所	0
	移動タンク貯蔵所	21
	小 計	141
取扱所	給油取扱所	36
	第1種販売取扱所	0
	第2種販売取扱所	0
	一般取扱所	39
	移送取扱所	0
	小 計	75
合 計		217
危険物事業所		108

## 5 避難等

### 資料 5-1 要配慮者利用施設一覧

#### 1 水防法第 15 条第 1 項第 4 号の施設の一覧

(令和 5 年 6 月現在)

No.	施設区分	施設名称	施設所在地
1	認知症対応型老人共同生活援助事業の用に供する施設	朝日ホートセンター	あさひ野 2-5-2
2		グループホームあぶくま	阿武隈 1-8-38
3		グループホームなんてん岩沼	たけくま 1-20-1
4	老人福祉施設	岩沼南デｲｰビｿﾝﾀｰ	桑原 4-7-34
5		介護老人保健施設 サニｰﾎｰﾑ	里の杜 1-2-6
6		高齢者複合施設 カｰﾏ岩沼	中央 3-7-16
7		地域密着型特別養護老人ホーム恵み野	恵み野 1-7-1
8		特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム	恵み野 1-7-1
9		デｲｰﾋﾞｿﾝﾀｰくろまつ荘	恵み野 1-7-1
10		デｲｰﾋﾞｿﾝﾀｰさくら	桜 5-10-11
11		デｲｰﾋﾞｿﾝﾀｰさとのもり	里の杜 3-4-15
12		デｲｰﾋﾞｿﾝﾀｰたけくま	たけくま 3-6-8
13		デｲｰﾋﾞｿﾝﾀｰたんぼぼ	下野郷字北谷地 174-2
14		デｲｰﾋﾞｿﾝﾀｰまんさく	土ヶ崎 2-9-4
15		ひなたぼっこ桑原	桑原 2-1-6
16		ひなたぼっこ二木	二木 1-3-7-9
17		やまぼうし	桜 5-11-3
18		ユｽﾎﾞ 岩沼デｲｰﾋﾞｿﾝ	藤浪 2-1-11
19		ユｽﾎﾞ はつらつデｲｰﾋﾞｿﾝ	藤浪 2-1-11
20		ﾘﾊﾋﾞﾘﾔｼﾞｵﾝさくら	押分字与奈 9-5
21		ﾘﾊﾋﾞﾘﾔｼﾞｵﾝさくら 2	押分字与奈 9-5
22		J's ﾍﾙﾀﾞｰ	中央 4-3-1
23		有料老人ホーム	介護付有料老人ホーム ﾎｰﾑ たけくま
24	障害福祉サービス事業の用に供する施設	J's Work	中央 4-3-1
25		ｱｰﾙﾄ	里の杜 3-1-13
26		ｶﾅｰﾙ	たけくま 2-26-12
27		ｻﾎｰﾄｾﾝﾀｰ ﾘｰﾁｴ	館下 1-2-20
28		ｽｷｯﾌﾟ	館下 3-1-3
29		ﾊｰｸﾞｴﾝ	相の原 1-3-37
30		ﾎｰﾙﾄ	里の杜 3-14-3
31		ｶｰﾙｽ	二木 1-16-10 ﾊﾞｲｸ屋Ⅱ 103
32		ﾊｰﾓﾙ	松ヶ丘 2-15-7
33		ｸﾞﾙｰﾌﾟ ﾎｰﾑ ﾋﾞｰｶﾞﾙ	押分字与奈 30-12
34		いーぐる	中央 4-8-24-2
35		障害者地域就労支援センター ひまわりホーム	里の杜 3-5-22
36		障害福祉サービス事業所 しおかぜ	早股字五福田 20
37		ふあいん(ひよこファーム)	中央 3-2-3 森川ビル 2F
38		たけのこ会	本町 4-31
39		りりい	中央 1-2-12
40		ﾗｼﾞｵ岩沼	吹上 3-6-25
41		ぱんじー桑原	桑原 4-3-19

No.	施設区分	施設名称	施設所在地
42	域活動支援センター	障害者地域活動支援センター やすらぎの里	里の杜 3-5-22
43	障害児童所支援事業の用に供する施設	児童発達支援にじいろひよこ園岩沼	たけくま 2-22-10
44		児童発達支援放課後等デイサービス すてつぷ	館下 3-2-6
45		児童発達支援・放課後等デイサービス ぐれいす岩沼	中央 1-5-28
46		J's こどもクラブ NET	中央 4-3-1
47		みいんななかよし いわ・ぬま	たけくま 2-5-9
48	放課後児童健全育成事業の用に供する施設	おかえりクラブ	たけくま 3-6-22-101
49		げんきクラブ	中央 2-1-1
50		すずかけ放課後クラブ	中央 2-1-1
51		みなみっこクラブ	桑原 4-7-34
52		ひがしっこクラブ	早股字小林 396-1
53	小規模保育事業の用に供する施設	ひなたぼっこ子どもの園	二木 1-3-7-9
54		豆の木保育園	中央 2-4-1-201
55	児童福祉施設	相の原保育所	相の原 2-6-41
56		岩沼北保育園	相の原 1-3-37
57		岩沼はるかぜこども園	押分字水先 5-6
58		岩沼保育園	桜 2-3-2
59		北児童センター	相の原 1-3-49
60		竹駒保育園	本町 2-19
61		東児童館	早股字小林 398-18
62		東保育所	早股字小林 396-20
63		ひよこ園	たけくま 1-26-8
64		ほのぼの保育園	中央 3-7-16
65		南児童館	桑原 4-6-70
66		J's 保育園岩沼	中央 4-3-1
67		認可外保育施設	ungu 保育園
68	岩沼センターさくら保育室		吹上 1-10-46
69	ひよこのもり		たけくま 1-3-5
70	母子健康包括支援センター	保健センター	桜 1-6-20
71	病院	小島病院	桜 1-2-25
72		スギ記念病院	里の杜 3-5-5
73		総合南東北病院	里の杜 1-2-5
74		南浜中央病院	寺島字北新田 111
75	診療所(入院病床を有するものに限る。)	板橋眼科医院	桜 4-6-16
76		佐藤医院	中央 2-5-30
77	その他の施設	すぎのこ学園	桑原 4-6-70
78		総合南東北病院通所リハビリテーション	里の杜 1-2-5
79		ユース 岩沼サポートセンター	藤浪 2-6-10
80	幼稚園	岩沼こばと幼稚園	桜 3-8-15
81		岩沼さくら幼稚園	里の杜 3-4-20
82		岩沼南こばと幼稚園	桑原 4-10-6
83	小学校	岩沼小学校	中央 2-1-1
84		岩沼南小学校	桑原 4-4-1
85		岩沼西小学校	松ヶ丘 1-17
86		玉浦小学校	早股字小林 396-1
87	中学校	岩沼中学校	桑原 4-8-1
88		岩沼北中学校	相の原 2-3-1
89		玉浦中学校	恵み野 2-4-1
90	特別支援学校	宮城県立支援学校岩沼高等学園	北長谷字豊田 1-1

## 2 土砂災害防止法第8条第4項の施設の一覧

(令和5年6月現在)

No.	施設区分	施設名称	施設所在
1	病院	医療法人ベール てんかん病院ベール	北長谷字畑向山南 27-4
2	診療所(入院病床を有するものに限る。)	みやぎ清耀会 緑の里クリニック	北長谷字畑向山南 27-2
3	中学校	岩沼西中学校	三色吉字竹 11
4	児童福祉施設	チアフルこども園	三色吉字中の原 75-6
5	老人福祉施設	特別養護老人ホームチアフル岩沼	三色吉字中の原 75-1

## 資料 5-2 指定緊急避難場所一覧

(令和 6 年 2 月現在)

No	施設・場所名	所在地	収容 人数	対象とする異常な現象の種別					
				洪水	土砂	地震	津波	火事	内水
1	勤労者活動センター	三色吉字松 150-1	600	○	○	○		○	○
2	宮城県立支援学校岩沼高等学園	北長谷字豊田 1-1	700	○		○		○	○
3	岩沼西小学校	松ヶ丘一丁目 17	2,800	○	○	○		○	○
4	岩沼西中学校	三色吉字竹 11	3,600	○	○	○		○	○
5	宮城県名取高等学校	字朝日 50	3,000	○	○	○		○	○
6	農村環境改善センター	北長谷字樋下 224-1	500			○		○	○
7	ハナトピア岩沼	三色吉字雷神 7-1	2,200		○	○		○	
8	ヨークベニマル岩沼西店（駐車場）	たけくま二丁目 3-67	1,300	○	○	○		○	
9	岩沼南小学校	桑原四丁目 4-1	2,400	○		○		○	○
10	岩沼中学校	桑原四丁目 8-1	3,000	○		○		○	○
11	竹駒神社	稲荷町 1-1	1,000	○		○		○	○
12	岩沼小学校	中央二丁目 1-1	2,200	○		○	○	○	○
13	岩沼北中学校	相の原二丁目 3-1	2,800	○		○	○	○	○
14	市民体育センター	桜二丁目 8-30	300	○		○	○	○	○
15	市民会館・中央公民館	里の杜一丁目 2-45	5,800	○		○	○	○	○
16	総合体育館	里の杜一丁目 1-1	1,100	○		○	○	○	○
17	ヨークベニマル岩沼店（駐車場）	藤浪二丁目 4-10	3,000	○		○	○	○	○
18	ダイシン岩沼店（屋上駐車場）	藤浪二丁目 1-5	1,000	○		○	○	○	○
19	玉浦コミュニティセンター	恵み野二丁目 3	500			○		○	
20	玉浦中学校	恵み野二丁目 4-1	3,400	○		○	○	○	○
21	玉浦小学校	早股字小林 396-1	2,300	○		○	○	○	○
22	矢野目地区中央集会所	下野郷字館外 2-1	400	○		○	○	○	○
23	仙台空港ビル	名取市下増田字南原	200				○		
24	岩沼西コミュニティセンター	北長谷字内田 90-1	1,500	○	○	○		○	○
25	プロロジスパーク岩沼	空港南三丁目 2-35	200				○		
26	日本梱包運輸倉庫(株)岩沼営業所	空港西二丁目 1	100				○		

※ 収容人数は、有効面積（敷地面積－建物面積 または 建物内の該当面積）から人/2 m<sup>2</sup>（四捨五入）で算定。

## 資料 5-3 指定避難所一覧

### 1 指定避難所

(令和 6 年 2 月現在)

No	施設名	所在地	収容対象地区	収容人数
1	勤労者活動センター	三色吉字松 150-1	特に定めていない	220
2	宮城県立支援学校岩沼高等学園	北長谷字豊田 1-1	〃	350
3	岩沼西小学校	松ヶ丘一丁目 17	〃	230
4	岩沼西中学校	三色吉字竹 11	〃	330
5	宮城県名取高等学校	字朝日 50	〃	390
6	農村環境改善センター	北長谷字樋下 224-1	〃	280
7	ハナトピア岩沼	三色吉字雷神 7-1	〃	110
8	原公会堂	南長谷字原 103	〃	50
9	玉崎公会堂	南長谷字鳥井木 151-3	〃	50
10	小川公会堂	小川字冠木 26-1	〃	50
11	岩沼南小学校	桑原四丁目 4-1	〃	420
12	岩沼中学校	桑原四丁目 8-1	〃	530
13	竹駒神社	稲荷町 1-1	〃	200
14	岩沼小学校	中央二丁目 1-1	〃	460
15	岩沼北中学校	相の原二丁目 3-1	〃	360
16	市民体育センター	桜二丁目 8-30	〃	530
17	市民会館・中央公民館	里の杜一丁目 2-45	〃	190
18	総合体育館	里の杜一丁目 1-1	〃	900
19	玉浦中学校	恵み野二丁目 4-1	〃	340
20	玉浦小学校	早股字小林 396-1	〃	270
21	矢野目地区中央集会所	下野郷字館外 2-1	〃	210
22	寺島公会堂	寺島字押切 75-1	〃	40
23	玉浦コミュニティセンター	恵み野二丁目 3	〃	90
24	岩沼西コミュニティセンター	北長谷字内田 90-1	〃	90

※ 収容人数は、避難所有効面積（体育館 7 割・他 8 割）から人/2 m<sup>2</sup>（四捨五入）で算定。

## 資料 5-4 福祉避難所一覧

(令和 6 年 2 月現在)

No.	施設名称	所在地
1	ケア・グループホーム「ピーガル」	押分字与奈 30-12
2	特別養護老人ホーム赤井江マリンホーム	恵み野一丁目 7-1
3	地域密着型特別養護老人ホーム恵み野	恵み野一丁目 7-1
4	グループホームあぶくま	阿武隈一丁目 8-38
5	グループホーム朝日	あさひ野二丁目 5-2
6	特別養護老人ホームチアフル岩沼	三色吉字中の原 75-1
7	地域密着型特別養護老人ホームチアフル三色吉	三色吉字松 206
8	高齢者複合施設カーサ岩沼	中央三丁目 7-16
9	介護老人保健施設サニーホーム	里の杜一丁目 2-6
10	ひなたぼっこ二木	二木一丁目 3-7-9
11	介護付有料老人ホームルポたけくま	たけくま一丁目 20-2
12	グループホームなんてん岩沼	たけくま一丁目 20-1
13	小規模多機能型居宅介護事務所 ユースポ岩沼サポートセンター	藤浪二丁目 6-10

## 資料 5-5 医療救護所一覧

設置場所	所在地	収容能力	施設状況	電話
保健センター	桜二丁目 8-30	200 人	鉄筋コンクリート造 2 階建	22-2754
北児童センター	相の原一丁目 3-49	50 人	鉄骨造平屋建	22-2857
玉浦コミュニティセンター	恵み野二丁目 3	50 人	鉄骨造平屋建	35-7234
岩沼西コミュニティセンター	北長谷字内田 90-1	50 人	木造	36-7667

※ 拠点は保健センター 1 か所、災害状況によっては、ほか 3 か所に設置する。なお、玉浦コミュニティセンター及び岩沼西コミュニティセンターが救護所となる場合は、指定避難所として開設しない場合がある。

## 6 応援

### 資料 6-1 災害時における応援協力に関する協定等一覧

(令和 6 年 3 月現在)

No	協定等名称	締結団体	締結年月日
1	宮城県広域消防相互応援協定	仙台市、名取市、石巻地区広域行政事務組合、塩竈地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域広域行政事務組合	H4. 4. 1
2	宮城県広域航空消防応援協定	仙台市、名取市、石巻地区広域行政事務組合、塩竈地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域広域行政事務組合	H4. 4. 1
3-1	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定	仙台空港事務所、仙台市、名取市	H6. 9. 8
3-1	仙台空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定書に基づく覚書	仙台空港事務所、仙台市消防局、名取市消防本部	H6. 12. 27
4	宮城県防災ヘリコプターを使用した大規模特殊災害時における広域航空消防応援に関する協定	宮城県、仙台市、名取市、石巻地区広域行政事務組合、塩竈地区消防事務組合、亶理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域広域行政事務組合	H7. 2. 24 (H16. 4. 1 再締結)
5-1	仙台東部道路消防相互応援協定	名取市	H7. 7. 7
5-2	仙台東部道路における消防業務に関する覚書	名取市、日本道路公団仙台管理局	H7. 7. 25
6	福島・宮城・山形広域圏災害時相互応援協定	福島市、二本松市、本宮市、伊達市、相馬市、南相馬市、新地町、桑折町、国見町、川俣町、飯舘村、大玉村、名取市、白石市、角田市、亶理町、山元町、蔵王町、七ヶ宿町、大河原町、村田町、柴田町、川崎町、丸森町、米沢市、長井市、南陽市、高畠町、川西町、白鷹町、飯豊町、小国町	H9. 1. 16 (H25. 12. 1 再締結)
7	緊急時における災害放送等に関する協定	株式会社エフエムいわぬま	H10. 8. 24
8	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	みやぎ生活協同組合、名取市、亶理町、山元町	H10. 9. 2 (H15. 11. 28 一部改正)

No	協定等名称	締結団体	締結年月日
9	五間堀川における情報提供システムの装置設置及び管理に関する協定	建設省東北地方建設局仙台工事事務所	H12. 3. 31
10	災害時相互応援協定	山形県尾花沢市	H12. 8. 25
11	宮城県内航空消防応援協定書	仙台市、名取市、石巻地区広域行政事務組合、塩竈地区消防事務組合、亘理地区行政事務組合、仙南地域広域行政事務組合、栗原地域広域行政事務組合、大崎地域広域行政事務組合、登米地域広域行政事務組合、気仙沼・本吉地域広域行政事務組合、黒川地域広域行政事務組合	H13. 4. 1
12	災害時における宮城県市町村相互応援協定書	宮城県、宮城県市長会、宮城県町村会	H16. 7. 26
13	災害時における応急措置の協力に関する協定	岩沼建設産業同友会	H16. 11. 24 (H30. 11. 22 再締結)
14	大規模災害時における災害ボランティアセンターの設置・運営に関する覚書	宮城県、社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会	H16. 12. 1
15	災害にかかる応急措置等の協力に関する協定	岩沼市水道工事業協同組合	H17. 10. 25 (H30. 11. 22 再締結)
16	災害時におけるレンタル機材の提供に関する協定	株式会社アケイ	H17. 11. 30
17	災害時における愛玩動物の保護に関する協定	岩沼地区獣医師会	H18. 2. 24
18	災害時におけるタクシー業務無線の活用に関する協定	稲荷タクシー株式会社、有限会社さくやタクシー	H18. 9. 1
19	電力設備災害復旧に関する協定	東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター	H20. 6. 6
20	災害時の医療救護活動に関する協定	一般社団法人岩沼市医師会	H21. 5. 21 (H28. 4. 1 再締結)
21	災害時の歯科医療救護活動に関する協定	一般社団法人岩沼歯科医師会	H21. 5. 21 (H27. 4. 1 再締結)
22	災害時の薬剤師会の医療救護活動に関する協定	岩沼薬剤師会	H21. 5. 21
23	災害時の情報交換に関する協定	国土交通省東北地方整備局	H21. 9. 29
24	大規模災害時における建築物等の解体撤去等の協力に関する協定	宮城県解体工事業協同組合	H22. 3. 29
25	災害時応急用ガソリンの供給に関する協定	株式会社トモク仙台工場、大村紙業株式会社仙台事業部	H22. 8. 27
26	大規模災害等の発生時における相互応援に関する協定	千歳市、花巻市、名取市、伊丹市、大村市、霧島市	H22. 9. 24
27	仮設住宅サポートセンターの運営に関する協定	社団法人青年海外協力協会(JOCA)	H23. 6. 25
28	宮城県岩沼市・高知県南国市 災害時相互応援協定	高知県南国市	H24. 8. 20
29	大震災等大規模災害発生時における施設使用に関する協定	宮城県岩沼警察署	H24. 10. 16

No	協定等名称	締結団体	締結年月日
30	津波時における一時避難施設としての使用に関する協定書	仙台国際空港株式会社	H25. 3. 8
31	災害発生時における福祉避難所の設置運営に関する協定	社会福祉法人ライオン赤井江、社会福祉法人敬長福祉会、社会医療法人将道会、株式会社ウエル、特定非営利活動法人ホームひなたぼっこ、社会福祉法人しおかぜ福祉会	H25. 3. 22
		株式会社ユースポーツライフ	H26. 5. 28
		株式会社アイ・ケイ・サポート	H29. 2. 8
32	地理空間情報の活用促進のための協力に関する協定	国土交通省国土地理院	H25. 5. 17
33	災害時における隊友会の協力に関する協定書	公益社団法人隊友会宮城県隊友会岩沼支部	H25. 6. 21
34	岩沼市と国立大学法人東北大学災害科学国際研究所との連携と協力に関する協定	国立大学法人東北大学災害科学国際研究所	H25. 7. 12
35	臨時災害放送局で NHK のラジオ第 1 放送を再放送することに関する覚書	日本放送協会仙台放送局	H25. 7. 19
36	災害時相互応援協定書	山形県寒河江市	H25. 8. 20
37	災害時における駐車場の一時使用に関する確認書	株式会社アリスプラザデザインカンパニー	H25. 10. 9
38	災害時における燃料等供給協力に関する協定	宮城県石油商業協同組合	H25. 10. 18
39	災害時における応急生活物資供給等の協力に関する協定	株式会社ヨークベニマル	H25. 10. 18
40	防災交流都市協定	静岡県袋井市	H25. 11. 24
41	災害時における透析医療の確保に関する協定	医療法人五葉会山本クリニック、医療法人社団みやぎ清耀会緑の里クリニック・緑の里第 2 クリニック	H26. 3. 19
42	災害時における竹駒神社施設の避難所利用等についての覚書	竹駒神社	H26. 3. 20
43	災害時における宮城県立支援学校岩沼高等学園校舎等の避難所利用等についての覚書	宮城県立支援学校岩沼高等学園	H26. 4. 14
44	災害時相互応援協定	愛知県岩倉市	H26. 5. 8
45	全国瞬時警報システム(Jアラート)により配信される緊急放送(コミュニティ FM)に関する協定	株式会社エフエムいわぬま	H26. 6. 18
46	災害時における宮城県名取高等学校校舎等の避難所利用等についての覚書	宮城県名取高等学校	H26. 11. 17
47	緊急物資の輸送に関する協定	公益社団法人宮城県トラック協会仙南支部	H27. 1. 16
48	特設公衆電話の事前設置・利用に関する覚書	東日本電信電話株式会社宮城事業部	H27. 12. 1
49	共架工事の離隔距離に関する覚書	東北電力ネットワーク株式会社岩沼電力センター	H28. 4. 28

No	協定等名称	締結団体	締結年月日
50	原子力災害等の発生時における東松島市民の広域避難に関する協定	東松島市	H28. 9. 21
51	災害時における LP ガス等の供給及び支援協力に関する協定	宮城県仙南第三 LP ガス協議会、一般社団法人宮城県 LP ガス協会	H29. 2. 15
52	災害時における消火用水等運搬協力に関する協定	仙台地区生コンクリート協同組合	H30. 4. 1
53	災害時における仮設橋梁その他の仮設鋼材等の供給協力に関する協定	ヒロセホールディングス株式会社	H30. 10. 9
54	災害時相互応援に関する協定	埼玉県入間市	H30. 11. 5
55	災害時相互応援に関する協定	千葉県市川市	R1. 7. 23
56	岩沼市と日本郵便株式会社との包括的連携に関する協定	日本郵便株式会社東北支社	R2. 9. 29
57	岩沼市と大塚製薬株式会社との包括的連携に関する協定	大塚製薬株式会社仙台支店	R2. 11. 10
58	災害時応急用段ボールの供給に関する協定	株式会社トーモク仙台工場	R2. 12. 25
59	災害時における宿泊施設の提供等に関する協定	宮城県ホテル旅館生活衛生同業組合	R3. 2. 16
60	岩沼市災害ボランティアセンターの設置・運営等に関する協定	社会福祉法人岩沼市社会福祉協議会	R3. 3. 23
61	岩沼市と東日本電信電話株式会社との地域活力の創出に向けた多分野連携協定	東日本電信電話株式会社	R3. 6. 30
62	災害時相互応援に関する協定	島根県雲南市	R4. 3. 11
63-1	原子力災害時における宮城県立支援学校岩沼高等学園施設の避難所利用についての覚書	東松島市、宮城県立支援学校岩沼高等学園	R4. 3. 28
63-2	原子力災害時における宮城県名取高等学校施設の避難所利用についての覚書	東松島市、宮城県立支援学校岩沼高等学園	R4. 3. 28
64	防災行政無線の活用による安全安心まちづくりの推進に関する協定	宮城県岩沼警察署	R4. 5. 26
65	津波時における避難施設としての使用に関する協定	株式会社プロジス、三菱 UFJ 信託銀行株式会社	R4. 10. 31
66	災害時における物資供給に関する協定	プラス株式会社ジョイントイックカンパニー	R4. 10. 31
67	津波時における避難施設としての使用に関する協定	日本梱包運輸倉庫株式会社	R5. 2. 1

資料 6-2 自衛隊災害派遣要請等様式

第 号  
年 月 日

宮城県知事

殿

岩沼市長 印

自衛隊の災害派遣要請について（依頼）

このことについて、下記のとおり、自衛隊の災害派遣要請を依頼します。

1 災害の状況	
2 派遣を要請する事由	
3 派遣を希望する期間	
4 派遣を希望する区域及び活動内容	
5 参考となるべき事項	

第 号  
年 月 日

宮城県知事 様

岩沼市長 印

### 自衛隊の災害派遣の撤収について（依頼）

年 月 日付 号で依頼した自衛隊の災害派遣については、下記のとおり  
部隊の撤収要請を依頼します。

#### 記

1 撤収要請理由

2 撤収期日 年 月 日 時 分

3 その他必要事項

### 資料 6-3 自衛隊集結地・駐車基地（予定）

（令和 6 年 2 月現在）

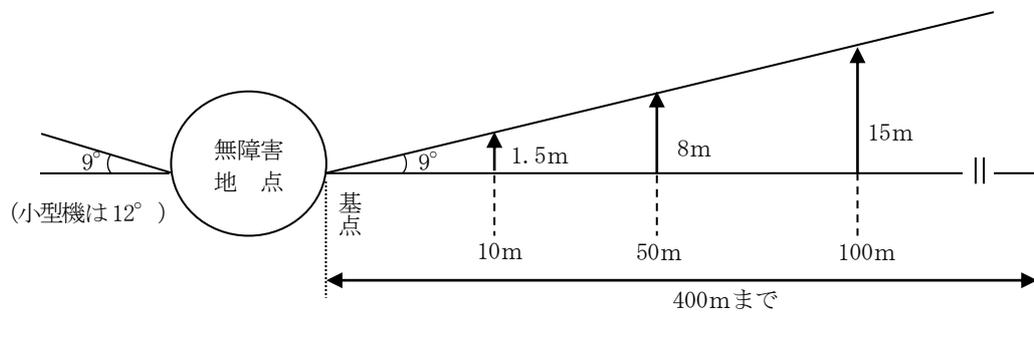
施設名	所在地	駐車可能台数	電話番号
陸上競技場	岩沼市里の杜一丁目 1-42	100	24-1242
里の杜駐車場	岩沼市里の杜三丁目	300	
金蛇水神社臨時駐車場	岩沼市三色吉字梅	200	
海浜緑地公園	岩沼市下野郷字浜	100	29-2777
グリーンピア岩沼	岩沼市北長谷字切通 1-1	150	25-5122

## 7 輸送

### 資料 7-1 臨時ヘリポートの着陸地点の基準

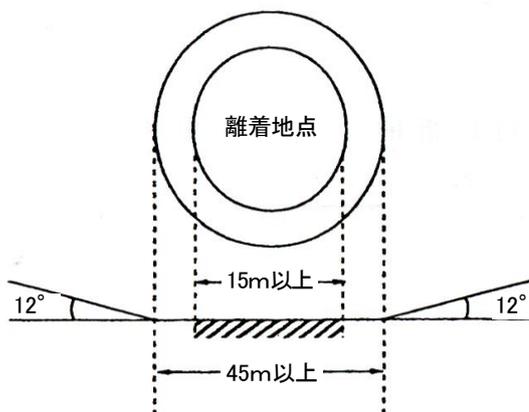
#### 【臨時ヘリポートの着陸地点】

- 1 下記基準を満たす地積（ヘリポート）を確保する。この際、土地の所有者又は管理者との調整を確実に実施するとともに、被災者の避難場所と競合しないよう留意する。



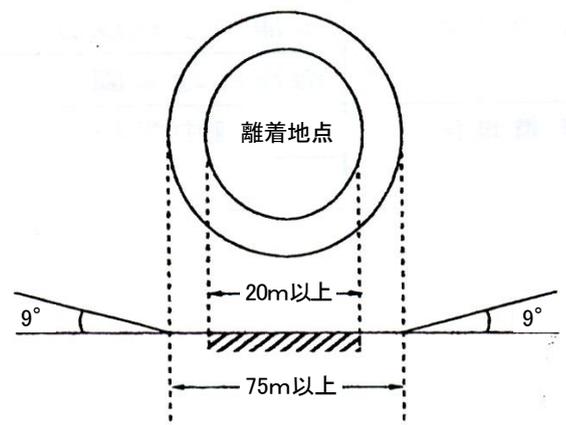
A 小型機（OH-6）の場合

←無障害地帯→



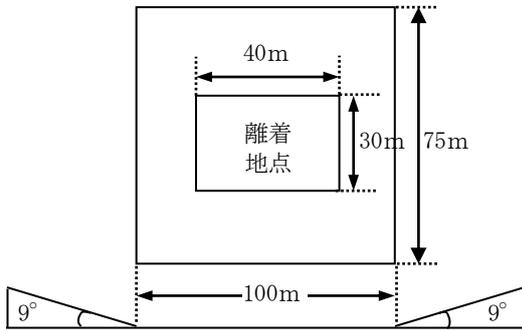
B 中型機（HU-1）の場合

←無障害地帯→



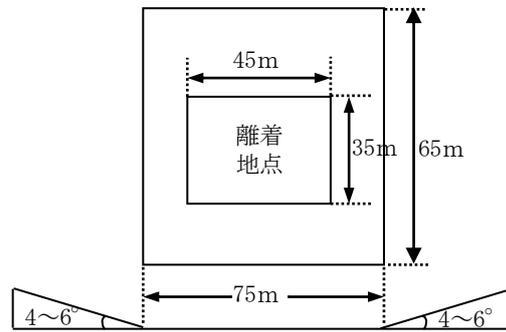
C 大型機 (V-107) の場合

← 無障害地帯 →



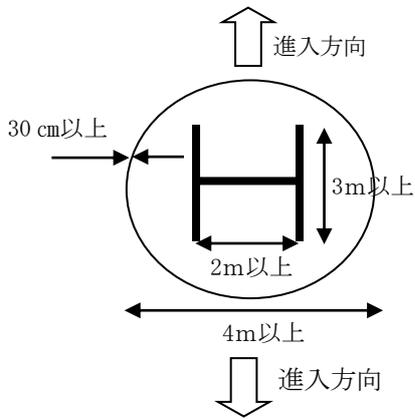
D 大型機 (CH-47, HSS-2B, SH-60) の場合

← 無障害地帯 →



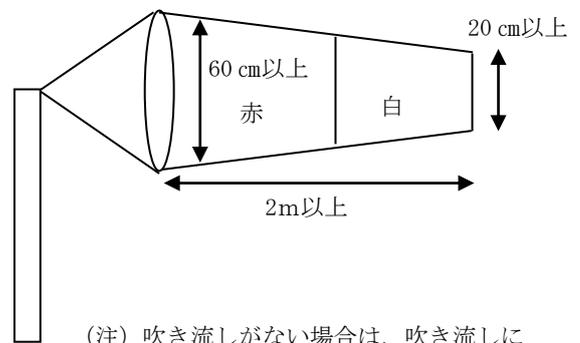
2 着陸地点には、下記基準のH記号を風と平行方向に向けて表示するとともに、ヘリポートの近くに上空から風向、風速が判定できる吹き流しを掲揚する。また、状況に応じ緊急発煙筒により着陸地点の識別を容易にする。

a 記号の基準



石灰で標示、積雪時は墨汁、  
絵具等で明瞭に標示

b 吹き流しの基準



(注) 吹き流しがない場合は、吹き流しに  
準ずる規格の旗を掲揚

- ・生地は繊維
- ・型は円形帯

## 資料 7-2 臨時ヘリポート予定地又はドクターヘリランデブーポイント

(令和 6 年 2 月現在)

発着地点	状 況	所在地	周囲の状況	指定区分	
				臨時ヘリ ポート	ドクターヘリ ランデブー ポイント
岩沼市陸上競技場	芝生	里の杜一丁目 1-1	公共施設 市街地	○	○
阿武隈川左岸高水敷	舗装	阿武隈一丁目	河川敷	○	
グリーンピア岩沼	舗装	北長谷字切通 1-1	山地 公用施設駐車場	○	○ (第 3 駐車場)
海浜緑地公園	グラント	下野郷字浜	海岸 松林	○	
朝日山公園	野球場	字荒井	都市公園	○	
県立支援学校岩沼高等学園	土	北長谷字豊田 1-1	高等学校 グラウンド		○
ハナトピア駐車場	舗装	三色吉雷神 7-1	公用施設駐車場		○
鍛冶スポーツ公園	土	南長谷字鍛冶 12-1	林野隣接		○
千年希望の丘 長谷釜公園	芝	寺島北新田 111	空港 公園敷地内		○
東北エアサービスヘリポート	舗装	下野郷新拓 190	空港 工業地帯		○
宮城県防災航空隊 レッドエプロン	舗装	空港西一丁目 15 番地	空港 工業地帯		○
日本製紙岩沼工場 グラウンド	土	大昭和 1-1	工業地帯		○

## 8 その他の災害応急対策

### 資料 8-1 災害救助法による救助の程度等

災害救助法施行令（昭和 22 年政令第 225 号）第 3 条第 1 項及び第 5 条の規定に基づき、災害救助法による救助の程度、方法及び期間並びに実費弁償の基準を次のように定める。

（令和 5 年 6 月 16 日内閣府告示第 91 号）

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の供与	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者	（基本額） 避難所設置費 1 人 1 日当たり 340 円以内  高齢者等の要配慮者を収容する「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から 7 日以内	1 費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金、職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費を含む。  2 避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	1 規格 1 戸当たり （建設型応急住宅） 応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2 限度額 1 戸当たり （建設型応急住宅） 6,775,000 円以内 （賃貸型応急住宅） 世帯の人数に応じて、建設型応急住宅に準じて、地域の実情に応じた額で設定 3 （建設型応急住宅） 同一敷地内等に概ね 50 戸以上設置する場合は、集会所を、50 戸未満の場合は、その戸数に応じた小規模な施設を設置できる。（規模、費用は別に定めるところによる。）	（建設型応急住宅） 災害発生の日から 20 日以内着工  （賃貸型応急住宅） 速やかに供与	1 建設型応急住宅の場合における限度額は、平均 1 戸当たり 6,775,000 円以内であればよい。  2 高齢者等の要配慮者を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。  3 供与期間 最高 2 年以内
炊き出しその他による食品の給与	1 避難所に収容された者 2 全半壊（焼）、流失、床上浸水で炊事できない者	1 人 1 日当たり 1,230 円以内	災害発生の日から 7 日以内	食品給与のための総経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1 食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から 7 日以内	輸送費、人件費は別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考					
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、又は毀損し、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1 夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2 下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1 備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2 現物給付に限ること					
		区分 (単位：円)	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上1人増すごとに加算	
		全壊 全焼 流失	夏	19,200	24,600	36,500	43,600	55,200	8,000
			冬	31,800	41,100	57,200	66,900	84,300	11,600
		半壊 半焼 床上浸水	夏	6,300	8,400	12,600	15,400	19,400	2,700
冬	10,100		13,200	18,800	22,300	28,100	3,700		
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1 救護班・・・使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2 病院又は診療所・・・国民健康保険診療報酬の額以内 3 施術者 協定料金の範囲内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は別途計上					
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって、災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1 救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2 助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上					
被災者の救出	1 現に生命、身体が危険な状態にある者 2 生死不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	1 期間内に生死が明らかにならない場合は、以後「死体の捜索」として取り扱う。 2 輸送費、人件費は別途計上					
被災した住宅の応急修理 【準半壊以上（相当）】	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	1 世帯当たり 50,000円以内 ・ブルーシート、ロープ、土嚢等緊急措置に必要な資材費 ・建設業者、団体等の施工費	災害発生の日から10日以内	被災者に対する緊急の修理に関する相談窓口を開設し、業者リストの提示と併せて緊急の修理に関する制度概要を説明する。					
被災した住宅の応急修理 【大規模半壊・中規模半壊・半壊】	1 住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者 2 大規模な補修を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分 1 世帯当たり イ ロに掲げる世帯以外の世帯 706,000円以内 ロ 半壊（焼）に準ずる程度の損傷を受けた世帯 343,000円以内	災害発生の日から3ヶ月以内	半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損壊とは、損害割合10%以上20%未満とする。					

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
学用品の給与	住家の全壊（焼）、流失、半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損し、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒及び高等学校等生徒	1 教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2 文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学校児童 4,800円 中学校生徒 5,100円 高等学校等生徒 5,600円	災害発生の日から（教科書）1月以内  （文房具及び通学用品）15日以内	1 備蓄物資は評価額 2 入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上）219,100円以内 小人（12歳未満）175,200円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の搜索	行方不明の状態にあり、かつ、各般の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	1 輸送費、人件費は別途計上 2 災害発生後3日を経過したものは一応死亡した者と推定している。
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり 3,500円以内 （一時保存） 死体一時収容施設 通常の実費 上記が利用できない場合 1体当たり 5,500円以内 （検案） 救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1 検案は原則として救護班 2 輸送費、人件費は別途計上 3 死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	1世帯あたり 138,700円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金職員等雇上費	1 被災者の避難 2 医療及び助産 3 被災者の救出 4 飲料水の供給 5 死体の搜索 6 死体の処理 7 救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
救助に要した事務費	1 時間外勤務手当 2 賃金 3 旅費 4 消耗品費 5 燃料費 6 食糧費 7 印刷製本費 8 光熱水費 9 修繕費 10 使用料及び賃借料 11 委託費 12 通信運搬費 13 災害ボランティアセンターに係る費用	応急救助の事務を行うのに必要な経費に限られる。	災害の発生の日から救助の期間内に支出したものに限り	救助費合算額に応じて定められた割合を乗じて得た額の範囲内が国庫負担の対象となり、その範囲内で県が予算措置した額を上限とする。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第10条第1号から第4号までに規定するもの	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事の総括する都道府県の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める。	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途定める額

※ この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

## 資料 8-2 被災者生活再建支援制度

### 【被災者生活再建支援金の支給金額】

(令和5年現在 単位：万円)

区分		①基礎支援金 住宅被害程度	②加算支援金 住宅再建方法		計 ①+②
複数世帯 (2人以上)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	100	建設・購入	200	300
			補修	100	200
			賃借	50	150
	大規模半壊 世帯	50	建設・購入	200	250
			補修	100	150
			賃借	50	100
	中規模半壊 世帯	—	建設・購入	100	100
			補修	50	50
			賃借	25	25
単数世帯 (1人)	全壊世帯 解体世帯 長期避難世帯	75	建設・購入	150	225
			補修	75	150
			賃借	37.5	112.5
	大規模半壊 世帯	37.5	建設・購入	150	187.5
			補修	75	112.5
			賃借	37.5	75
	中規模半壊 世帯	—	建設・購入	75	75
			補修	37.5	37.5
			賃借	18.75	18.75

## 資料 8-3 災害弔慰金・災害障害見舞金

### 1 災害弔慰金

実施主体	市町村（特別区を含む）
対象災害	<p>自然災害</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1 市町村において住家が 5 世帯以上滅失した災害</li> <li>・ 都道府県内において住居が 5 世帯以上滅失した市町村が 3 以上ある場合の災害</li> <li>・ 都道府県内において災害救助法が適用された市町村が 1 以上ある場合の災害</li> <li>・ 災害救助法が適用された市町村をその区域内に含む都道府県が 2 以上ある場合の災害</li> </ul>
支給額	<p>① 生計維持者が死亡した場合            500 万円</p> <p>② その他の者が死亡した場合            250 万円</p>
受給遺族	<p>① 配偶者、子、父母、孫、祖父母</p> <p>② 死亡した者の死亡当時における兄弟姉妹（死亡した者の死亡当時その者と同居し、又は生計を同じくしていた者に限る。）</p>
費用負担	国 1/2 都道府県 1/4 市町村 1/4

### 2 災害障害見舞金

実施主体	災害弔慰金に同じ
対象災害	災害弔慰金に同じ
支給額	<p>① 生計維持者            250 万円</p> <p>② その他の者            125 万円</p>
受給者	対象災害により重度の障害（両眼失明、要常時介護、両上肢ひじ関節以上切断等）を受けた者
費用負担	災害弔慰金に同じ

## 資料 8-4 県内の災害拠点病院

区分		病院名	電話番号	住所	備考
基幹	全県域	国立病院機構仙台医療センター	(022) 293-1111	〒983-8520 仙台市宮城野区宮城野二丁目 8-8	救・D
		公立刈田総合病院	(0224) 25-2145	〒989-0231 白石市福岡蔵本字下原沖 36	D
地域	仙南	みやぎ県南中核病院	(0224) 51-5500	〒989-1253 柴田郡大河原町字西 38-1	救・D
		仙台市立病院	(022) 308-7111	〒982-8502 仙台市太白区あすと長町一丁目 1-1	救・D
	仙台	東北大学病院	(022) 717-7007	〒980-8574 仙台市青葉区星陵町 1-1	救・D
		仙台赤十字病院	(022) 243-1111	〒982-8501 仙台市太白区八木山本町二丁目 43-3	D
		東北労災病院	(022) 275-1111	〒981-8563 仙台市青葉区台原四丁目 3-21	D
		東北医科薬科大学病院	(022) 259-1221	〒983-8512 仙台市宮城野区福室一丁目 12-1	D
		仙台オープン病院	(022) 252-1111	〒983-0824 仙台市宮城野区鶴ヶ谷五丁目 22-1	D
		坂総合病院	(022) 365-5175	〒985-8506 塩竈市錦町 16-5	D
		総合南東北病院	(0223) 23-3151	〒989-2483 岩沼市里の杜一丁目 2-5	D
	大崎	大崎市民病院	(0229) 23-3311	〒989-6183 大崎市古川穂波三丁目 8-1	救・D
	栗原	栗原市立栗原中央病院	(0228) 21-5330	〒987-2203 栗原市築館宮野中央三丁目 1-1	D
	登米	登米市立登米市民病院	(0220) 22-5511	〒987-0511 登米市迫町佐沼字下田中 25	D
	石巻	石巻赤十字病院	(0225) 95-4131	〒986-8522 石巻市蛇田字西道下 71	救・D
	気仙沼	気仙沼市立病院	(0226) 22-7100	〒988-0181 気仙沼市字赤岩杉ノ沢 8-2	D

救：救命救急センター（高度救命救急センターを含む。）

D：宮城DMA T指定病院

※基幹災害拠点病院：原則として県内に1か所設置するものとしており、広域的な災害拠点病院の機能に加えて、県下全域の災害拠点病院等の機能を強化する訓練・研修機能を有する病院である。

※地域災害拠点病院：原則として各二次医療圏に1か所設置するものとしており、災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症傷病者の受け入れ機能を有するとともに、傷病者等の受け入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、自己完結型の医療救護チームの派遣機能、地域の医療機関への応急資器材の貸し出し機能を有する病院である。

## 資料 8-5 防災倉庫の資機材一覧

### 1 防災資機材一覧

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

No.	設置施設	品 目																						
		防災倉庫	発電機	コードリール	スマホ充電タップ	拡声器	照明		ベッド		テレビ	テレビアンテナ	毛布	保温シート	防水シート	乾電池	トイレ			パーテーション				
							投光器	ランタン	簡易	福祉スペース用							薬剤	便座	居室	1.2 m	ドーム	1.8 m	プライバシー	遮蔽カーテン
1	岩沼小学校	1	1	2	2	1	2	120	4	2	1	1	170	109	10	360	60	20	15	49	4	0	15	0
2	岩沼西小学校	2	1	2	2	1	2	120	4	2	1	1	190	82	10	360	56	8	14	39	2	0	14	0
3	岩沼南小学校	1	1	2	2	1	2	120	3	2	1	1	400	107	29	360	60	20	15	49	3	1	15	0
4	玉浦小学校	0	1	2	2	1	2	120	4	2	1	1	200	83	41	360	60	20	15	36	4	1	15	0
5	岩沼中学校	2	1	2	2	1	2	120	3	2	1	1	227	159	14	360	60	20	15	71	3	0	30	0
6	岩沼西中学校	2	1	2	2	1	2	120	4	2	1	1	200	107	10	360	60	20	15	48	4	0	15	0
7	岩沼北中学校	2	1	2	2	1	2	120	4	2	1	1	200	95	10	360	60	20	15	42	4	0	30	0
8	玉浦中学校	0	1	2	2	1	2	120	3	2	1	1	210	117	10	360	60	20	15	49	3	5	15	0
9	勤労者活動センター	1	1	1	2	1	2	41	2	2	1	0	100	67	10	324	0	0	0	29	2	0	2	4
10	岩沼西 コミュニティセンター	0	1	1	2	1	1	26	4	2	1	0	70	61	10	273	0	0	0	24	2	0	2	4
11	市民会館・ 中央公民館	1	1	2	3	1	2	118	5	2	1	1	260	102	10	360	60	20	15	46	2	1	15	4
12	総合体育館	2	2	0	4	1	0	161	8	2	1	1	1,370	284	10	483	0	0	0	131	5	3	2	0
13	宮城県立支援学校 岩沼高等学園	1	1	2	0	0	2	120	0	0	0	0	0	0	360	60	20	15	0	0	0	15	0	
14	宮城県 名取高等学校	1	1	2	0	1	2	29	0	0	0	0	90	0	21	192	60	20	15	0	0	0	12	0
15	市民体育センター	1	1	2	0	0	2	9	0	0	0	0	20	10	5	63	60	20	10	0	7	1	10	0
16	玉浦コミュニティセンター	0	1	1	0	0	0	0	0	0	1	1	67	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
17	旧図書館 (集中備蓄)	0	2	6	0	0	2	5	10	0	0	0	1,210	13	21	0	8,800	73	40	0	4	3	1	0
計		17	19	33	27	13	29	1,481	68	24	13	11	4,984	1,396	221	4,971	9,516	301	214	613	50	15	208	12

## 資料 8-6 非常用食料等一覧

(令和 6 年 3 月 31 日現在)

保管場所	食料（食）					飲料水 500ml ペットボトル (本)	
	主食		クラッカー	ようかん	合計		
	五目ごはん	おかゆ					
岩沼小学校	900	350	1,120	1,100	3,470	3,408	
岩沼西小学校	1,050	400	1,330	1,300	4,080	4,080	
玉浦小学校	750	250	980	1,000	2,980	2,760	
岩沼南小学校	600	200	840	800	2,440	2,304	
岩沼中学校	550	200	770	800	2,320	2,136	
岩沼北中学校	450	100	630	600	1,780	1,728	
玉浦中学校	675	225	840	800	2,540	2,448	
岩沼西中学校	525	200	770	800	2,295	2,064	
宮城県立支援学校 岩沼高等学園	75	100	140	100	415	168	
市民会館・中央公民館	225	75	210	200	710	624	
総合体育館	500	200	350	500	1,550	1,320	
勤労者活動センター	125	50	140	100	415	312	
岩沼西コミュニティセンター	50	50	70	100	270	168	
竹駒神社	50	50	70	100	270	120	
旧図書館	(宮城県 名取高等学校分)	475	25	980	1,000	2,480	2,592
	(集中備蓄分)	675	125	1,330	1,400	3,530	4,608
合 計	7,675	2,600	10,570	10,700	31,545	30,840	

※ 賞味期限が 1 年未満のものは含まない。

## 資料 8-7 宮城県沿岸排出油等防除協議会会則

### 宮城県沿岸排出油等防除協議会会則

#### 【会の名称】

第 1 条 この協議会の名称を「宮城県沿岸排出油等防除協議会」（以下、「協議会」という。）と称する。

#### 【目的】

第 2 条 この協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和 45 年法律第 136 号）第 43 条の 6 第 1 項の協議会として、宮城県沿岸海域において大量の油、または有害液体物質（以下、「油等」という。）が排出され、沿岸に漂着またはその恐れがある場合の排出油等防除活動について必要な事項を協議し、その実施を推進することを目的とする。

#### 【協議会の業務】

第 3 条 協議会は排出油等防除に関し、次の業務を行う。

- (1) 計画の策定
  - イ 情報連絡
  - ロ 人員、施設、資機材の動員
  - ハ 通信連絡
- (2) 施設、機材の整備の促進
- (3) 研修及び訓練
- (4) 防除活動の実施の推進
- (5) その他必要な事項

#### 【組織】

第 4 条 協議会は、会長、会員をもって組織する。

2 会長は、宮城海上保安部長をもってあて、会務を総理する。

3 会員は、宮城県沿岸海域において、排出油等防除に関係ある行政機関及び団体、企業とする。

#### 【会議】

第 5 条 会議は、定例会及び臨時会議とし、会長が招集し、その議長となる。

2 定例会議は年 1 回開催する。

3 臨時会議は、必要に応じ開催する。

#### 【委員会】

第 6 条 協議会に、第 3 条に掲げる事項を協議するため、委員会をおく。

2 委員会は、会員が所属する機関等の防災に関する担当者をもって構成する。

3 委員会に委員長をおき、宮城海上保安部警備救難課長をもってあて、会務を統括する。

4 委員会は、必要の都度委員長が招集し、その議長となる。

#### 【即応体制】

第 7 条 会員は、排出油等防除に関し次の事項について整備し、有事即応の態勢にしておくものとする。

- (1) 情報連絡体制

- (2) 保有する施設及び資機材
  - (3) 保有する人員、車両及び船舶、資機材等の動員計画
  - (4) その他必要な事項
- 2 会員は、前項に関する事項を毎年 1 回別に定める様式により会長に提出するものとする。なお、変更が生じた場合、随時通報するものとする。
  - 3 会長は、前項の提出、通報を受けた場合、適宜会員に周知するものとする。
  - 4 会長は、連絡系統図を作成し、会員に周知するものとする。

#### 【速報】

第 8 条 会長は、排出油等に関する情報を入手した場合は、関係する会員に速報するものとする。

#### 【総合調整本部の設置】

第 9 条 会長は、宮城県沿岸海域において大量の油等が排出され若しくは排出の恐れがある場合、または沿岸に漂着若しくは漂着の恐れがある場合は、直ちに総合調整本部を設置し、会員への情報提供や既に実施された防除措置等の状況周知に努め、会員がそれぞれの立場に応じ相互に連携して、迅速かつ的確な防除活動ができるよう調整するものとする。

- 2 会長が必要と認める会員は、前項の調整本部が設置された場合は、所属する機関等の職員を速やかに総合調整本部に派遣するものとする。
- 3 会長は、必要に応じて、原因者、船主責任保険等の保険機関担当者、一般社団法人海上災害防止センターの職員、その他防除を的確に実施するために必要な知識を有する者及びその防除措置を講ずるために有効であると認められる会員以外の者を総合調整本部に参加させることができる。

#### 【防除活動】

第 10 条 会員である、石油関連企業、石油化学関連企業、電力関連企業等は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 39 条第 2 項各号に掲げる原因者、または同条第 4 項各号に掲げる協力者として防除活動を実施し、関係行政機関、地方公共団体は固有の事務として、または海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 41 条の 2 の規定による宮城海上保安部長等の要請により、防除活動、二次災害防止等の対策を実施し、民間防災機関及び漁業者団体等は、原因者や地方公共団体等からの要請、または自衛により防除活動、二次災害防止等の対策を実施するものとする。

#### 【訓練等】

- 第 11 条 排出油等事故発生時における防除活動の技術、知識向上のため、原則として年 1 回訓練を実施するものとする。
- 2 前項の訓練実施要領等については、委員会において作成する。
  - 3 会員は 1 項の訓練のほか適宜訓練を行うものとする。

#### 【経費の求償】

第 12 条 防除活動に要した経費の求償に関する事務は原則として各会員ごとに原因者に請求するものとし、協議会は、その調整及び促進を図るものとする。

#### 【災害の補償】

第 13 条 防除活動に出動した者が、そのため死亡、負傷若しくは疾病にかかり、または廃疾となった場合における災害補償については、法令に別段の定めがあるもののほか、当該被災した職員が所属する機関等があたるものとする。

**【排出油等防除計画に係る意見の提出】**

第 14 条 協議会は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第 43 条の 6 第 2 項の規定に基づき、会員の協議により必要と認める場合は、宮城県沿岸海域に係る同法第 43 条の 5 第 1 項の排出油等防除計画について、海上保安庁長官に意見を述べるものとする。

**【庶務】**

第 15 条 協議会の庶務は、宮城海上保安部で行う。

**【協議】**

第 16 条 この会則に疑義が生じた場合、または会則に定めのない事項については、その都度協議し決定する。

附則

本会則は、平成 6 年 11 月 16 日から施行する。

附則

本会則は、一部改正の日（平成 12 年 2 月 17 日）から施行する。

附則

本会則は、一部改正の日（平成 19 年 12 月 6 日）から施行する。

附則

本会則は、一部改正の日（平成 20 年 12 月 2 日）から施行する。

附則

本会則は、一部改正の日（平成 26 年 1 月 22 日）から施行する。

## 9 危険区域等

### 資料 9-1 土砂災害警戒区域等一覧

#### 1 土砂災害警戒区域等（土石流）

No	溪流名	所在地	溪流番号	指定年月日	告示番号 (県告)
1	古閑沢	北長谷	2-13-008	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号
2	畑向沢	北長谷	2-13-009	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号
3	畑向沢 3	北長谷	2-13-011	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号
4	千貫沢	南長谷泉	2-13-006	平成 28 年 3 月 4 日	第 189 号
5	畑向沢 2	北長谷畑向山	2-13-010	平成 28 年 3 月 4 日	第 189 号
6	雷神沢	志賀字古沢元、字雷神	2-13-031	平成 28 年 3 月 4 日	第 189 号
7	銅谷沢	志賀銅谷、八森、新八森	2-13-028	平成 28 年 3 月 4 日	第 190 号
8	長坂沢	志賀字八森、字新八森、字猪ノ倉、 字長坂	2-13-029	平成 28 年 3 月 4 日	第 190 号
9	根方沢	南長谷字柳	2-13-004	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
10	諏訪沢	南長谷字諏訪	2-13-003	平成 29 年 3 月 28 日	第 307 号
11	滝の入沢	三色吉字竹倉部	2-13-013	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
12	竹倉部沢	三色吉字竹倉部	2-13-014	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
13	竹沢	三色吉字竹	2-13-016	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
14	竹倉部沢 2	三色吉字竹倉部	2-13-015	平成 29 年 9 月 15 日	第 801 号
15	地獄沢	南長谷字鍛冶 柴田町大字四日市場字炭釜	2-13-001	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
16	鍛冶沢	南長谷字鍛冶	2-13-002	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
17	根方沢 2	南長谷字柳	2-13-005	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
18	猪ノ倉沢 2	志賀字猪ノ倉	2-13-019	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
19	猪ノ倉沢 3	志賀字猪ノ倉	2-13-020	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
20	猪ノ倉沢 4	志賀字猪ノ倉	2-13-021	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
21	長坂沢 2	志賀字長坂	2-13-030	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
23	鬼石沢	南長谷字山小屋 柴田郡柴田町大字四日市場字丸山、 炭釜、下山根	1-33-063	平成 30 年 9 月 28 日	第 886 号
24	猪ノ倉沢	志賀字猪ノ倉	2-13-018	平成 30 年 9 月 28 日	第 886 号
25	塩ノ入沢	志賀字下塩ノ入	2-13-035	平成 30 年 9 月 28 日	第 886 号
26	新明寺沢	北長谷字畑堤上南	2-13-007	平成 30 年 12 月 21 日	第 1110 号
27	花折	志賀字花折、新大日、長峰	2-13-022	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
28	長峰の 1	志賀字花折、新大日、長峰	2-13-023	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
29	長峰の 2	志賀字花折、新大日、長峰	2-13-024	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
30	大師沢	志賀字大師、三本木	2-13-025	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
31	淀の森沢	志賀字上原、鳥居原	2-13-026	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
32	雨堤沢	志賀字雨堤	2-13-027	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
33	上塩ノ入沢の 1	志賀字上塩ノ入、雷神、八幡	2-13-032-1	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
34	上塩ノ入沢の 2	志賀字上塩ノ入、雷神、八幡	2-13-032-2	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
35	上塩ノ入沢の 3	志賀字上塩ノ入、雷神、八幡 名取市愛島北目字大沢、愛島台一丁目	2-13-033	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
36	上塩ノ入沢の 4	志賀字上塩ノ入、雷神	2-13-034	令和元年 11 月 29 日	第 944 号

No	溪流名	所在地	溪流番号	指定年月日	告示番号 (県告)
37	竹沢 2	三色吉字山神、中ノ原、雷神、大窪、宮喜、前輪	2-13-017	令和元年 11 月 29 日	第 945 号

## 2 土砂災害警戒区域等（急傾斜地の崩壊）

No	箇所名	所在地	箇所番号	指定年月日	告示番号 (県告)
1	下塩入	小川	1-自-1359	平成 21 年 12 月 25 日	第 1105 号
2	長坂	志賀字長坂、字北沢	2-自-0687	平成 28 年 3 月 4 日	第 189 号
3	志賀古沢元の 2	志賀字古沢元	2-自-0689	平成 28 年 3 月 4 日	第 189 号
4	雷神の 1	志賀字古沢元、字雷神	2-自-0690	平成 28 年 3 月 4 日	第 189 号
5	南長谷の 2	南長谷字柳	1-自-1360	平成 29 年 3 月 28 日	第 306 号
6	古沢元	志賀字古沢元	1-自-1357	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
7	三色吉	三色吉字平等	1-人-0288	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
8	懐の 1	三色吉字懐	2-自-0700	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
9	懐の 2	三色吉字懐	2-自-0701	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
10	畑向山の 1	北長谷字畑向山	2-自-0705	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
11	畑向山の 2	北長谷字畑向山	2-自-0706	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
12	畑向山の 3	北長谷字畑向山	2-自-0707	平成 29 年 9 月 15 日	第 800 号
13	北長谷	北長谷字古閑山	1-自-0351	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
14	南長谷	北長谷字畑堤上西	1-自-0352	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
15	志賀八幡	志賀字八幡	1-自-1358	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
16	上河原	小川字上河原	2-自-0697	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
17	北原山	長岡字北原山	2-自-0698	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
18	荒井前	三色吉字荒井前	2-自-0708	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
19	五社段	南長谷字鍛冶	2-自-0711	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
20	五社段の 2	南長谷字鍛冶	2-自-0712	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
21	五社段の 3	南長谷字鍛冶	2-自-0713	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
22	五社段の 4	南長谷字鍛冶 柴田町大字四日市場字炭釜	2-自-0714	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
23	北原山の 1	長岡字北原山	3-自-0210	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
24	地獄沢の 1	南長谷字鍛冶	3-自-0211	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
25	五社段の 1	南長谷字鍛冶	3-自-0212	平成 30 年 9 月 28 日	第 885 号
26	土ヶ崎二丁目	土ヶ崎字二丁目	1-人-0471	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
27	松ヶ丘四丁目	松ヶ丘字四丁目	1-人-0472	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
28	薬師の 1	志賀字薬師	2-自-0674	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
29	薬師の 2	志賀字薬師	2-自-0675	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
30	深山	志賀字深山	2-自-0676	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
31	三本木	志賀字三本木	2-自-0677	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
32	志賀上原	志賀字上原	2-自-0678	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
33	下原の 1	志賀字下原	2-自-0679	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
34	其木原の 1	志賀字其木原	2-自-0680	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
35	其木原の 2	志賀字其木原	2-自-0681	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
36	中井の 1	志賀字中井	2-自-0682	令和元年 11 月 29 日	第 944 号
37	中井の 2	志賀字中井、窪沢	2-自-0683	令和元年 11 月 29 日	第 944 号

No	箇所名	所在地	箇所番号	指定年月日	告示番号 (県告)
38	窪沢の1	志賀字窪沢	2-自-0684	令和元年11月29日	第944号
39	窪沢の2	志賀字窪沢	2-自-0685	令和元年11月29日	第944号
40	鍋谷	志賀字鍋谷	2-自-0686	令和元年11月29日	第944号
41	志賀古沢元の1	志賀字古沢元	2-自-0688	令和元年11月29日	第944号
42	雷神の2	志賀字八幡	2-自-0691	令和元年11月29日	第944号
43	大石の2	志賀字大石	2-自-0692	令和元年11月29日	第944号
44	大石の3	志賀字大石	2-自-0693	令和元年11月29日	第944号
45	大石の4	志賀字大石	2-自-0694	令和元年11月29日	第944号
46	志賀下塩ノ入の1	志賀字下塩ノ入	2-自-0695	令和元年11月29日	第944号
47	志賀下塩ノ入の2	志賀字下塩ノ入	2-自-0696	令和元年11月29日	第944号
48	山神	三色吉字山神	2-自-0699	令和元年11月29日	第944号
49	大師	志賀字大師	3-自-0198	令和元年11月29日	第944号
50	下原の2	志賀字新大日	3-自-0199	令和元年11月29日	第944号
51	下原の3	志賀字新大日	3-自-0201	令和元年11月29日	第944号
52	大日	志賀字新大日	3-自-0202	令和元年11月29日	第944号
53	猪ノ倉の1	志賀字猪ノ倉	3-自-0203	令和元年11月29日	第944号
54	猪ノ倉の2	志賀字猪ノ倉	3-自-0204	令和元年11月29日	第944号
55	大石の1	志賀字大石、東大森、猪ノ倉、新宮下	3-自-0205	令和元年11月29日	第944号
56	八幡	志賀字八幡	3-自-0206	令和元年11月29日	第944号
57	熊野	志賀字熊野	3-自-0207	令和元年11月29日	第944号

### 3 土砂災害警戒区域等（地すべり）

No	箇所名	所在地	箇所番号	指定年月日	告示番号 (県告)
1	宮脇	志賀字長坂、字北沢	39	平成28年3月4日	第190号
2	大石	志賀字大石、東大森、萩の沢	38	令和元年11月29日	第945号
3	大師	志賀字大師、一の坂、大日向、新深田、三本木、西大森、上芦ヶ沢、大畑	農水-18	令和元年11月29日	第945号
4	土平	志賀字土平、田中、大石、萩の沢、東大森	農水-54	令和元年11月29日	第945号

## 資料 9-2 防災重点農業用ため池一覧

(令和 5 年 3 月 31 日現在)

No.	名称	所在地	堤高 (m)	貯水量 (千 m <sup>3</sup> )
1	塩の入溜池	志賀字雷神 68	5.0	3.0
2	長岡新堤 3 号溜池	長岡字栗木平東 43	4.0	3.0
3	長岡新堤溜池	長岡字栗木平西 16	5.0	5.0
4	金原溜池	三色吉字似田の沢 69	10.0	15.0
5	太郎左エ門溜池	三色吉字金蛇 7	10.0	5.3
6	繁密溜池	三色吉字似田の沢 69	7.0	9.8
7	二階筒溜池	三色吉字似田の沢 69	7.5	2.5
8	屋戸溜池	三色吉字金蛇 5	10.8	1.0
9	北長谷新堤溜池	北長谷字切通 3	6.0	5.0
10	黒森堤ため池	北長谷字黒森 3	3.5	4.0
11	古閑沢 1 号溜池	北長谷字館下 35	4.7	2.8
12	古閑沢 4 号溜池	北長谷字黒森 7	3.5	1.5
13	古閑沢 2 号溜池	北長谷字蒼森 2-5	4.0	2.0
14	古閑沢 3 号溜池	北長谷字蒼森 2-3	4.0	2.0
15	滝の入 1 号溜池	三色吉字竹倉部 2	3.5	1.0
16	前輪溜池	三色吉字山神 17	3.0	0.4
17	八幡ため池	志賀字八幡 122-1	2.1	1.1
18	滝の入 2 号溜池	三色吉竹倉部 1	6.0	0.6
19	ロッシェラ溜池	三色吉字金蛇 15-1	4.0	0.5
20	ビル沼溜池	三色吉字似田の沢 86-1	3.5	0.4
21	吉黄ため池	北長谷字切通 1-1	3.0	3.3
22	高峠山 1 号ため池	北長谷字高峠山 8	2.0	0.2

## 10 参考資料

### 資料 10-1 自主防災組織の状況

(58 / 77 町内会)

西部地区 (15)	中央地区 (24)		東部地区 (19)	
平等団地町内会	二木町内会	南の町町内会	押分町内会	矢野目下一町内会
松ヶ丘町内会	館下町内会	吹上町内会	下野郷上町内会	矢野目上町内会
三色吉町内会	北の町町内会	片町町内会	下野郷下町内会	矢野目中町内会
土ヶ崎町内会	新丁新和会	相の原三丁目町内会	早股中町内会	新星町内会
栄町栄和会	本町第一親交会	稲荷町町内会	早股下一町内会	矢野目谷地中町内会
玉崎町内会	東桜町内会	鶉ヶ崎中島町内会	林契約会	東谷地町内会
原町内会	南桜町内会	大手町親和会	寺島契約会	矢野目親和会
長岡町内会	藤浪町内会	鶉ヶ崎親好会	林二町内会	早股下二町内会
志賀町内会	相の原町内会	中央一丁目三和会	里の杜二丁目町内会	里の杜三丁目町内会
北長谷町内会	北桜町内会	阿武隈町内会	早股上町内会	
根方町内会	同心町町内会	フレッシュタウン町内会		
朝日自治会	二木第一町内会	サンジュエル町内会		
小川町内会				
千貫団地町内会				
たけくま町内会				

## 資料 10-2 災害教訓の伝承の石碑やモニュメントの位置

名称	災害名	座標(小数点以下5桁)		設置者
		緯度	経度	
千年希望の丘 慰霊碑	東日本大震災	38.13005	140.93513	岩沼市
寺島堤防の碑	東日本大震災	38.07971	140.91149	岩沼市、国土交通省
阿武隈川河口部左岸 津波到達情報看板	東日本大震災	38.05111	140.92167	国土交通省
阿武隈川寺島堤防の 説明看板	東日本大震災	38.07944	140.91139	国土交通省
岩沼海岸堤防復旧 説明看板	東日本大震災	38.05111	140.92139	国土交通省
震災伝承看板 「ポンプ車集中投入 仙 台空港を早期“再生”」	東日本大震災	38.13155	140.93510	岩沼市
はなはなプロジェクト 浪分桜第10号	東日本大震災	38.10592	140.87770	岩沼市
はなはなプロジェクト 安寧桜第6号	東日本大震災	38.10802	140.89775	岩沼市